

御宿町告示第 28 号

御宿町議会第 2 回定例会を次のとおり招集する。

平成 16 年 6 月 22 日

御宿町長 井 上 七 郎

記

1 . 期 日 平成 16 年 6 月 25 日

1 . 場 所 御宿町役場議場



## 平成16年第2回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成16年6月25日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 5 議案第2号 夷隅郡合併協議会の設置について
- 日程第 6 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第4号 御宿町母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第5号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第6号 平成16年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第7号 平成16年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第8号 平成16年度御宿町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 発議第1号 御宿町議会議員式田善隆の辞職勧告決議案について  
(平成15年11月28日提出 議会運営委員会に付託継続審査)
- 日程第13 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書
- 日程第14 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程 発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書について

出席議員（14名）

1番	石井芳清君	2番	松崎啓二君
3番	式田善隆君	4番	伊藤博明君
5番	吉野時二君	6番	川城達也君
7番	式田孝夫君	8番	瀧口義雄君
9番	白鳥時忠君	10番	小川征君
11番	中村俊六郎君	12番	浅野玄航君
13番	貝塚嘉軼君	14番	新井明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
収入役	五十嵐義昭君	教育長	岩村實君
総務課長	綱島勝君	教育課長	田中とよ子君
税務課長	吉野健夫君	環境整備課長	井上秀樹君
農林水産課長	石田義廣君	建設水道課長	藤原勇君
商工観光課長	米本清司君	住民課長	佐藤良雄君
保健福祉課長	氏原憲二君		

事務局職員出席者

事務局長	瀧口和廣君	係長	市原茂君
------	-------	----	------

#### 開会の宣告

議長（伊藤博明君） おはようございます。

初めに、議会議員として御宿町の発展と向上にご尽力されました、私たちの先輩である金井英一郎氏が5月2日に、また、企画財政課長でありました新藤 研氏が5月1日にご逝去されました。

ここに謹んで哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思いますので、ご起立願います。

（黙 祷）

議長（伊藤博明君） 本日、平成16年第2回定例会が招集されました。

本日の出席議員は14人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成16年6月招集、御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だよりの編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前10時00分）

#### 諸般の報告

議長（伊藤博明君） 監査委員から、例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

#### 町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） おはようございます。

本日ここに、平成16年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、本町において最重要課題となっております夷隅郡合併協議会の設置に関する案件や、本年度着工を予定しています御宿中学校建設事業の継続費補正等を主な内容とする平成16年度一般会計補正予算案を初めとする案件8議案及び報告1件を提案することといたしましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、市町村合併についてですが、現在まで5回の推進協議会が開催され、5月31日を最終に、合併の方式、合併の期日及びスケジュール、事務所の位置、新市名称の決定方法、または候補の選定、議会組織など、基本的な方法についての合意がなされましたことを受け、6月18日から20日の3日間、10地区におきまして住民の皆様のご理解をいただくため、5町による任意の合併協議の経過にかかわる住民説明会を開催させていただきました。

説明会出席者は213名で、二、三名の方から単独でいけるのではとか、勝浦市との協議はなぜしなかったか、などの意見がございましたが、おおむね5町の合併について前向きに進めていただきたいとの意見が多数を占めておりました。平成17年3月末の合併特例法の期限を考え、本定例会に法定協議会設置の議案を提出させていただいております。法定協議会のできるだけ早い設置を目指し、市町村建設計画の策定やさまざまな調整と協議によって市町村合併を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、6月2日、県町村会定期総会が開催され、夷隅郡町村会からはいすみ鉄道に対する継続的財政支援など5項目を要望いたしました。また、先般6月17日の全員協議会で報告させていただきましたミヤコタナゴに関する今後の保護活動の基本とするミヤコタナゴ保護生息地環境基本構想及び中学校建設に関しましては、目標達成のため各事業推進に邁進する所存でございますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

以上で、諸般のご報告を終わりますが、先に申し上げました8議案及び報告1件につきましては、十分なるご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、冒頭のあいさついたします。

#### 会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。

12番、浅野玄航君、13番、貝塚嘉 君をお願いいたします。

#### 会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決しました。

報告第1号の上程、説明

議長(伊藤博明君) 日程第3、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

井上町長。

町長(井上七郎君) 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

平成16年3月定例会でご議決いただきました平成15年度御宿町一般会計補正予算第7号の繰越明許費を別添繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本議会に報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長より報告させます。

以上。

議長(伊藤博明君) 綱島総務課長。

総務課長(綱島 勝君) それでは、私の方から繰越明許費の繰越計算書につきましてご報告させていただきます。

まず、農林水産業費でございますが、須賀地先の治山事業400万500円につきましては、県補助金の交付決定が3月の中旬になったということから繰り越しを行ったものでございます。7月末の完成を予定しており、財源といたしましては県の補助金300万円を充当させていただいております。

また、土木費につきましては、町道0105号線、役場の入り口でございますが、道路改良につきまして2月に未買収地につきましての購入交渉がまとまったということから、当初予定した部分まで改良工事の進捗を図るため繰り越しを行ったものでございます。繰越額は972万4,050円で、7月の完成を予定しております。

また、公共土木災害復旧事業費は、工事用の道路の借り上げ交渉が農作業の時期と重なり難航するということから繰り越しを行ったもので、繰越額は1,545万6,000円でございます。内容につきましては、河川が4カ所、道路が2カ所につきまして工事請負費でございます。財源に

つきましては国庫補助金1,030万9,000円、そして町債510万円及び一般財源4万7,000円でございます。最終の完成は9月末を予定しております。

以上、報告させていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 以上で報告第1号を終了いたします。

#### 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第1号、提案理由を申し上げます。

本案は、「地方税法の一部を改正する法律」が平成16年3月31日に公布され、4月1日付で施行されたことを受け、「御宿町税条例の一部を改正する条例」を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

なお、詳細事項につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 吉野税務課長。

税務課長（吉野健夫君） それでは、私の方から説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、税目ごとに主な改正事項を説明させていただきます。また、地方税法の改正に伴いまして、引用しております条項の改正等につきましては省かせていただきます。

初めに、第1点目の個人住民税でございますが、これは1ページ目でございます。

第24条で均等割の非課税限度額の基準額を改正いたすもので、16年度から適用いたすものです。均等割の非課税限度額を、19万2,000円を1万6,000円引き下げまして17万6,000円といたすものでございます。

次に第3項でございますが、生計同一の妻に対する均等割非課税措置を廃止いたすもので、年収100万以上の妻で、17年度から2分の1、18年度に3,000円といたすものでございます。

次に、均等割の標準税率につきまして、人口段階別の税率区分を廃止いたしまして、全国一律といたしまして2,000円を3,000円といたすものでございます。これにつきましては、平成16年度から適用となります。該当者につきましては、4,300人ほどを予定しております。

次に、第34条でございますが、平成18年度から老年者控除額を廃止いたすものでございます。住民税につきましては、48万の控除がなくなるということで、48万の税率で引きますと1万4,000円見当になるかと思えます。

次に、附則第5条、下の方の段でございますけれども、所得金額の加算額を36万から35万に引き下げるものでございます。これにつきましては、総所得金額の35万円に、本人、配偶者、扶養の合計を乗じて得た金額に35万を加算した金額以下である場合には、所得割を課税しないということでございます。これにつきましては、1万円を引き下げるもので、単純に税に換算いたしますと300円程度になるかと思えます。

次に、1ページの後段から7ページ前段につきまして、土地の譲渡益課税、株式譲渡課税の見直しをございまして、平成16年1月1日以降の譲渡から適用いたすものでございまして、土地の譲渡益課税につきまして、土地市場の活性化に資する観点から改正を図るもので、主立ったものとして長期譲渡所得につきましては6%から5%に軽減をいたすものでございまして、特別控除額100万円を廃止いたすものでございます。全体といたしまして、国税を含めまして従来は26%あったわけでございますけれども、これは20%に軽減をされるということでございます。

次に、土地建物の長期短期譲渡所得の計算上、生じた損失の金額につきましては、譲渡所得以外の所得との通算及び繰り越しの適用を廃止いたすものでございます。

次に、非上場株式の譲渡所得に係る税率を6%から5%に軽減をいたすものでございます。

次に、固定資産税、1ページの中ほどになるかと思えますけれども、家屋の所有者以外の者がその事業のために取りつけた附帯設備について、取りつけ者に償却資産として課税をするということでございます。17年度から施行いたすものでございます。なお、これにつきましては、過去の経緯からいきまして、御宿町には発生はいたさないというふうには考えてございません。

以上、主な改正をさせていただくものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

長文ですので、細かい点は差し控えますが、全体といたしまして本条例の改正に伴い、予算はどのように調製されるんでしょうか。具体的に町の収入が増えるということになれば、町民

の負担は増えるというふうに解されるわけでありますが、その主なものについて試算されてあるかと思えます。まだ、今年度、確定はされていないというふうに思いますので、昨年度ベースで結構でございますので、そうした数値があればご説明いただきたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

税務課長（吉野健夫君） 予算に反映してまいりますのは、生計同一の奥さん方に来年度から2分の1、18年度に3,000円ということでございますけれども、私どもで仮の算出をいたしましたところ、17年度で60万程度、18年度で120万程度の予算になろうかと思えます。

次に、均等割が、2,000円が3,000円に今年度からなったものでございますけれども、これにつきましては400万程度を今年度の予算に計上させていただいております。

次に、老年者控除が廃止されることによりましての予算でございますけれども、実質48万は控除がなくなるということになりましても、実質には所得割の限度額、非課税分、それと均等割の限度額がございます。さらに、いろいろなものの控除額がございますので、その辺のことにつきましては実質計算してみないとわかりませんけれども、単純に48万がなくなると計算しますと600万程度は上がるだろうと、そういうふうを考えます。

それと、あと固定資産税でございますけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、御宿町には発生はしないだろうというふうを考えております。

また、譲渡所得等につきましては、これにつきましては毎年あるというものではございませんで、経済状況を反映しまして、譲渡の場合にはマイナスの譲渡が、買ったときよりも売ったときの値段の方が安いということになっておりまして、税に反映するというのは、逆に減額の方に反映していくだろうと、そういうふうを考えてございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） そうすると、今ちょっと細かく幾つかあったわけですが、トータルで幾らぐらいになりますか。要するに、この間、介護保険の負担でありますとか、最近では年金の負担増とか、大変住民の負担が多くなる、そういう施策が大変多いわけでありますが、そういう国策の中にありまして、本町におきましてもこういう大きな住民の負担が発生すると。経済状況は、多少は上向いたかのような報道は受けるわけでありますが、実態は大変厳しいと言わざるを得ないというふうに思っているんですが、総合的に幾らになるかということですね。

では、そういう厳しい町民の皆さんの生活状況の中、こうしたもののご理解を今後いただかなければならない。今日の採決でどうなるかわかりませんが、その状況ではそういう事態が生まれるということになろうかと思えますが、これがもし仮に可決ということになれば、

こうしたことを町民の方にご理解をいただく状況が生まれようかと思うんですが、それについてどのように考えておられるのか、その辺についてお伺いしておきます。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

税務課長（吉野健夫君） この辺の条例の改正等につきましては、既に住民税につきましては、納付書と同時に中のご案内をさせていただいておるところでございます。

また、私どもとしまして、今後、町の広報等を通じまして、その辺の周知徹底を図って、極力、住民の方にご理解をいただけるように努力をさせていただくというふうに考えております。

あと、予算でございますけれども、私ども今年の予算で均等割が400万程度は間違いなく上がるだろうというふうに考えております。

また、あとの条例のことにつきましては、まだ17年、18年と先の次元のお話になってまいりますので、16年度のものが確定いたしました段階で精査をして参りたいと考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

#### 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（伊藤博明君） 日程第5、議案第2号 夷隅郡合併協議会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第2号 夷隅郡合併協議会の設置についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第252の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、大多喜町、夷隅町、御宿町、大原町及び岬町の5町の合併による新市の建設に

ついて協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、夷隅郡合併協議会の設置について、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

先に設置しました夷隅郡合併推進協議会での協議・合意事項につきましては、住民説明会を開催し、住民の皆さんにご説明いたしました。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方から議案第2号の夷隅郡合併協議会の設置につきまして説明させていただきたいと思います。

夷隅郡合併推進協議会での協議・合意事項につきましては、その都度、議員協議会におきまして協議をされてきたところでございます。今回、18日から20日までの3日間、10地区において住民説明会を開催し、住民説明会には213名の方が参加されました。参加者の意見といたしましては、先ほど町長の方からも諸般の報告でございましたが、二、三名の方からは単独でいけるのではというような意見もございましたが、おおむね5町の合併について前向きに協議をしていくという意見が大半を占めておりました。

今回の設置については、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定によりまして、大多喜町、夷隅町、御宿町、大原町及び岬町の合併による新市の建設に関する基本的な計画の策定、また合併に関する協議を行うため、別紙のとおり規約を定めまして、夷隅郡合併協議会の設置につきまして、地方自治法第252条の2第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、添付書類であります規約につきましては、議員協議会で協議をした内容のとおりでございますので、説明を省かせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

合併協議会の設置議案についてであります。一般質問も通告してございますが、議案が出たということで、こちら側に一部振りかえをさせていただきたいというふうに思います。

本規約については、事前に説明も受けているところではありますが、本会議の席上でございますので、幾つかについて明らかにさせていただきたいというふうに思います。

まず、この間に合併推進協議会が設置され、幾度か議論が展開されてきたわけではありますが、任意協議会を経てですね、町長参加しての感想をまずお伺いをしたいというふうに思います。

そして、この任意協議会の会合を経た中で、これまで合併により現在抱えている諸問題、例えば会社を少しでもよくしてほしい、また町を活性化してほしい、また高齢化や福祉の問題、また若者対策など、先ほど事前にこの間の説明会の報告もいただきましたが、そうした質疑もたくさん出ておるようでございます。そのようなものがどのように解決されるというふうに考えておられるのか、その辺についてのご感想もお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、この資料には一部事務組合については触れられておりません。人数についても一般行政職のみしか触れられておられないわけでありまして、そういう部分におきまして、これがどのように扱われていくのか、その辺の方向性について協議がされたのか。一部事務組合については、本来であればこうした任意協の中で議論も経て、その方向性を定めるというのが本来のあり方だろうというふうに思うわけでありまして、それについてどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

また、既に言われたんでしょうか、設置以降でありましょうか、任意協の経費についてどのようになっているのか。

それから、これから設置された場合、法定協の予算、それは後段で補正で出てくるのかもわかりませんが、全体として幾らぐらいの予算が予定をされているのか。

それから、今回のこの推進協議会でありまして、会議については公開をしないということで、これは任意協議会の中でぜひそういう公開の場であるということをお願いをしてあったわけでありまして、それはかなわなかったというご報告もいただいておりますが、会議録につきましては、これは公費で行った会議でございますので、当然公開できるものと思います。事前に情報公開で請求をいたしました、昨日の時点におきまして3回目の会議までしか公開されませんでした。そうしますと、やはりこういう大事な問題について、我々がこの場で判断するという中で、そうした資料もきちんと提示を受けないで、こういう判断を下していかなければならないというのは、やはり本来あるべきではない。期間が短いのはわかっています。期間が短いならば、短いなりにやる方法はあったのではないかと思うんですね。これは町の中で解決する問題ではありませんから、当然5町が集まったの会議でありますから、ここでどうこうというわけはありませんが、やはりそれが今回の推進協議会の現実的な中身ではなかったのかなと推察するわけでありまして、それについて伺いたいというふうに思います。

それから、県職員がたしか派遣をされておったというふうに思います。今までは、過去の夷

隅都市合併推進協議会のときには、任意協のときには県職員は派遣されておらなかったわけ  
ありますが、そうしますと非常に事務官としては、非常に厚い体制で行っていたと思うわけ  
ありますが、そういう意味におきまして、そういう事務作業の遅れですね、それがあっては  
ならないというふうに思うわけでありましたが、現実的にはどなたがこの職についたのか。また、  
職歴、また給与等についてお伺いをしたいと思います。

それから、町内で行われた説明会については、先ほど詳しい資料も添付いただきましたので、  
それでよしといたしますが、郡内におきましても同様に今回の推進協議会の説明が行われたと  
いうふうに聞いておりますが、それはどのように行われたのか。町として知る状況があれば、  
それについての報告を求めたいと思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方からですね。

まず、任意協議会での町長の感想につきましては、私の後をお願いしたいと思いますが、ま  
ず合併によりまして現在抱えている諸問題等の解決というようなお話でございますが、これに  
つきましては、現在ご存知のように少子高齢化、また住民ニーズの高度化、多様化というこ  
とで、地方分権の推進、また生活圏の拡大というような状況が進む中での依然として大変厳しい  
財政状況にあるわけでございます。そうした中で、住民サービスの維持、また向上を図ってい  
くということにつきましては、効率的な行政運営を求められているという状況でございます。  
町におきましても、行政改革大綱に基づきまして、旅費や食料費等の見直し、そして職員の勤  
務評価制度や、また事務事業評価の導入等、あらゆる面で行政経費の見直し、節減を図ってき  
ております。

また、職員数におきましても、13年4月から比べますと3名の減ということで、経常経費の  
抑制にも努めているところでございます。常に行政改革につきましては進めていかなければな  
りませんが、町単独では行政改革にも限度がございます。そうした中で、夷隅都市の合併協議  
会の資料でも、御宿町は合併せずに単独でいった場合については、平成20年度には財政は赤字  
になるというような推計をされておるわけでございます。町単独であっても、住民サービス能  
力で、見直しや適正な受益者負担について検討することが避けられない状況でございます。

そうした中で、住民説明会でも住民の皆様にご説明をいたしましたけれども、合併により経  
費の節減による財政運営の効率化を図っていきまして、産業振興、また定住化とか交流人口の  
増加、また福祉、介護や情報化等に対する専門職員の配置による少子高齢化、住民ニーズの高

度化、多様化や、また地方分権への対応につきまして、住民サービスの維持また向上を図っていくために、財政支援措置がある今のこの時期、合併特例法の期限の中で市町村合併を協議することは大変重要なことだと考えております。

議員のご質問は、市町村合併により現在抱えている諸問題が合併によって解決できるかというような質問でございますが、合併はこれを解消する有効な手段と、そのためには今後の法定協議会の協議が大変重要であります。合併後においても、首長、職員一体となって住民の皆さんが合併効果を実感できるように常に努力をしていかなければならないと、このように考えております。

それと、現在、一部事務組合につきましては、5町の中で構成をしている一部事務組合については、合併することになれば期日をもって解散することになりますが、合併日に事務を新市に引き継ぐことになるのですが、夷隅郡の広域市町村圏事務組合のように、5町以外の自治体が構成市町村に含まれる場合につきましては、その取り扱いにつきましては法定協議会で協議することになるかと思いますが、通常、合併の日の期日をもって組合から脱退し、新市において合併の日に参加するということになるかと思いますが。

それと、任意協議会の経費ということでございます。16年度の任意協議会の予算額は677万7,000円でございます、1町当たり135万5,000円でございます。法定協議会が設置されれば、決算を行い、残金があれば返還されるということになるかと思いますが。

それと、会議録の公開ということでございますが、会議録の公開につきましては石井議員からも再三のご指摘がございまして幹事会等にもお話ししました。その結果、任意協議会においても、それぞれ町の情報公開条例に基づき公開をしていくということでございます。そして、3回までというお話がございましたが、5回まで行っております。まだ任意協議会の方から、あと残りの2回の会議録がまだ上がってきておりません。当然、会議録は調製がし終われば公開するというふうに考えております。

それと、県の職員の職歴、また給与というようなことでございますが、任意協議会の合併問題協議会の中では、県の職員につきましては次長に、県総務部の市町村課主査の添谷氏が派遣されております。また、職歴につきましては、印西支庁とか、また県の総務部の地方課、また今現在は市町村課勤務となっております。給与につきましては、県への負担金といたしまして任意協議会の時点で250万円の予算を計上しております。

それと、郡内の説明会についての状況でございますが、大多喜町が12日から24日まで6会場で行う予定でございます。また、夷隅町は14日から16日までということでございます。そして

3回の予定です。大原町は18日に行いまして1会場、岬町は21日から24日までで4会場というようにになっております。また、参加者の数とか意見等については、まだ聞いておりませんので、こういう形でもう既にそれぞれの町で住民説明会は終了しているというのが状況でございます。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 推進協議会へ参加しての所感ということでございますが、一般質問でも出ておりましたけれども、今、質問がありましたのでお答えします。

今回、夷隅郡合併推進協議会で、合併主要項目の協議に関し事前に行われた議員の皆様との協議をもとに、町としては主張すべきところは主張をしてきたと、そのように認識をしております。

今、総務課長から話がありましたように、18日から20日までの3日間、全区で開催しました住民説明会では、先ほども冒頭のあいさつで言いましたように二、三の単独ではという意見もありましたが、おおむね5町での合併協議について前向きのご意見をいただきました。頑張ってください、こういう意見もいただきました。

住民説明会には、合計で213名の町民の皆様にご参加をいただき、多くの要望、ご意見をいただいたことは、先ほどお話をしたとおりでございます。将来にわたる健全財政を考慮し、合併特例債の慎重な取り扱いを求めのご意見や、合併によるメリットが新市の市民等に等しく共有できるのか、建設計画の策定についても意見をいただいたところであります。

本日、法定協議会の設置について決議をいただきますので、これら多くのご意見を今後の法定協議会の協議に反映させていくとともに、協議の経過をわかりやすく住民の皆様にご伝えるよう努力し、行政の責任者として御宿町の進む方向性を見きわめなければならないという責任の重大性を痛感しております。今後とも町議会の皆様とともに事前によく協議をし、法定協議会に臨んでいきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） ご説明をいただきましたし、町長の所感もいただきましたが、改めてまた幾つか質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、今回のチラシですね、住民説明パンフレットであります。これを見ますと、これは協議会のときにもお話ししましたが、はっきり言ってこれだけでございますね。具体的には、本当に今お話しされた内容だけだろうなということですね。前回の任意協議会、1市5町のときであります。同じページ数であります。非常に事細かに1市5町の今後、合併によ

って期待されることについて検討がされておったわけでありまして。それらに基づきまして、前回のときには、たしか1回目の合併協議会だよりであったかと思いますが、市町村合併是非を含めた検討をということですね。メリット、デメリットについても明らかにするんだという形の中で進んだかというふうに思うわけでありまして、今の言葉の中にちょっと触れられていなかったわけでありましてけれども、今回のこの法定合併協の基本的な性格、任務というのは、合併ありきだけなんでしょうか。議事録も3回出していただきましたけれども、これを見ましても、そうした議論はほとんどされていないというふうに思うんですね。合併のみ。簡単に言いますと、いかにスムーズに合併をするか、そのような議論に終始しておったかと思うのですが。それともう一つ、住民からたくさんのご要望がありました。私も今、質問しましたが、そうしたものが本当に解決できるのか。要するに、今おっしゃられましたが、合併効果が実感できるような、そうした合併をしたいんだというお話をされていたわけでありまして、果たして今後このスケジュールの中で、これが本当に町民の皆さんが期待しているような、そうした議論ができるのかと。これは大変厳しいと思うんですね。5月28日に千葉日報、その時点で報道もされておりますけれども、懸案は合併後に先送り、こういう報道をされております。実態はそのとおりじゃないかなと思うんですね。

例えば、御宿町がこのようにいろいろな形で新市にいろいろなものを検討しながら議論をしていく中で、ではほかの町はどういう状態なのかということで幾つかちょっと調べてみました。例えば、ある町は、今度の3月議会の中で、例えば水道会計で、これは我々から見ればの話ですけれども、これは県の補助金の流用に当たるんじゃないか、そういうような改定をしているような感じが、みうけられます。それから、そのときには個人から受けた献金ですね、そういう基金ですが、そういうものの取り崩しを行う。それから、今度の6月議会には、町の財産を売り払う。これは何か議会の方の反対があって、それは取りやめになったということでありまして、これが実態なんですね。本当に前向きにみんなで力を合わせて、今度、新設合併ですよ、対等、平等になると私は思いますから。そうした中で、本当に真摯にこの合併に取り組むという姿勢と、私はこれはかけ離れているんじゃないかと思うんですね。

それから、ある町では、この間、職員の採用をさっき課長に本町の職員の採用状況についてご報告いただきましたが、例えば平成14年8人、平成15年10人、平成16年、今年ですね、12人採用している。それは、確かに定数がありますよね。定数の範囲内かもわかりません。また、やめられていく職員も多分あるんだろうと思います。しかし、合併後を目指しながら、人員削減によるスリム化で行政効果を上げようとおっしゃる首長さんが、地元ではこういうことをさ

れているということは、私はなかなか不可解な話だと思うんですね。これが実態ではないんでしょうか。これで本当に皆さんが望むような、御宿町の町民の皆さんが望むような対等、平等な中での本来の意味での地方自治、新しいあるべき市町村ができ上がるんでしょうか。

ですから、そういう意味におきまして、もとに戻りますが、今回の合併協議会、合併ありきの合併と言われかねないような内容なんですけど、これについてはどうなんですか。町長、どういうスタンスでこれについては臨まれるんですか。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） ただいま合併ありきというふうなお話もございましたが、規約の中では、当然、合併の是非を含めて協議していくというふうなことになるかと思いますが、規約の3条の中の3項につきましては、やはりこれはここで必要な事項について協議することを規定しておりますが、この必要な事項については、合併の是非に関する協議も、その中に含まれているというふうな解釈でございます。

また、当然合併につきましの資料、また1市5町のときの資料についてのメリット、デメリットというふうな内容は、もう既にそういった内容については、1市5町のときと全く考え方は同じような考え方で、そのままそういう形で進めさせていただくということでございます。また、住民が、当然合併が実感できるというふうな考え方、そういった内容につきましても、今後、建設計画なりでもって表記をしていかなければならないとは思いますが。

また、財政的にも、この間も合併の説明会の中で説明を申し上げましたけれども、5町の町税は62億3,000万ということでございます。その中で、人件費だけでも62億7,300万というふうなことで、若干ですが町税を人件費が上回っているというふうな状況でございます。どうしても、こういう状況でありますと財政は硬直化してくると。これは町税が多くて、人件費が締まり、その中で余力があれば、それを住民サービス、そういったものに回せるわけでございます。そうした中で、当然そういう削減効果を含めて住民サービスをしていきたいと。こういうふうなことで、あと任意協議で進めていくような、合併の推進についてというふうなことよりも、法定協議会でも協議の議論をしていかなければならないのではないかと、このように考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 確かに協議会でありますね、議論の場であるわけではありますが、推進協議会から示されたスケジュールはこのとおりなんですよね。前回の1市5町のときも、もうタイムリミットはいっぱいなんだという中で、一瀉千里のごとく、本来だったら、例えば持

ち帰り協議して十分議論を尽くすべきところも、もう即決というのが当初の議会ですね。そういう中で、なかなか議論が煮詰まらなかったというのが実態じゃないでしょうか。今回、さらに時間が短いわけです。同じ回数をやれば済むじゃないかというのはどうなんでしょうか。それだったら、なぜ今回の推進協議会で会議録が今日までに5回全部の出ないんでしょうか。県からも、先ほど大変立派な方が派遣されたというご報告もいただきました。大変なお給料を払うような報告もいただきました。何でそんなことができないんですか。それなのに、今後それがどうして保証されるんでしょうか。我々が、町長が期待する、町民の皆さんが期待する、そういうような真摯な意味での話し合いの場にこれになるんでしょうか。私は、決してそうはならないというふうに思います。それが実態じゃないでしょうか。

しかも、今回についても、任意協設置のときにも、御宿町の多くの議員の意見というのは、任意協で徹底して議論をして煮詰めてほしいと、今後のあるべき方向をきちんと提案してほしいということだったんじゃないですか。それは賛成の方も反対の方も同じ、その思いは変わらないというふうに思うんですね。

それは確かに、5町が集まる中でスケジュール的な話をされているところも多かったようでございますから、それはそういう意見は通らなかった。それはわかりますが、では今おっしゃったようなそういう是非の問題、メリット、デメリットの問題、これが本当に町民に理解される形で町民の皆さんに説明できるんでしょうか。現実的には、例えば御宿町、たくさんいろいろなサービスをやっております。前回の1市5町のときもそうでありましたけれども、少なくとも予算上、出てくることについては協議がされるんですよ、計画や何と申しますか数字の問題ですね。日程的には、この数字の問題の調整で手いっぱいじゃないでしょうか。前回は、負担は軽く、サービスは高くというようなことでやっておりましたが、これも現実的には中程度、平準化、真ん中程度という形だったんじゃないんですか。それだって今回については、その文言については、一言も入っていないじゃないですか。言葉はきれいな言葉を使っていますよ。では、現実的にどうするのかということは一言も入っていない。まさに、この新聞報道のとおり懸案は合併後に先送り。

その中で、では実態はどうかというと、今朝の新聞報道の中では、埼玉のある市ですね、最近合併したところでもありますけれども、首長さん、議員さんの歳費のお手盛りアップというような報道がされておりました。16万何がし、23万何がしですか。今日だって、御宿町においても大変な額の町民の負担をいただくような議案を議決しているわけですよ。そうした中で、そこでも同じだったりするわけですね。国保なんかも、最初は関連自治体のどこよりも高く合併

後に改定されたというお話も聞いています。きちんと計画をつくってあっても、それ以上の問題が出てくる。まさに、サービス切り捨てになってくる。これが実態じゃないでしょうか。それがきちんと議論もできないようでは、本当の意味での合併ってないじゃないですか。

私は、これは急ぐべき話じゃないと思うんですね。今回の調整内容につきましても、総合市庁方式、それから特例債についてはなるべく使わない方式ということであれば、今、国で言う合併効果なんて全然ないんですよ、簡単に言うと。だって、このお金を使うのはほとんどまとめるための合併じゃありませんか。では、今回の合併の中で、どういうメリットが住民の中に生まれるかって、一言も言えないじゃないですか。

御宿町はこれまでも、基本計画、総合計画、それからこの間はミヤコタナゴを全国に先駆ける、文科省であの計画に対して大変立派だということで、それを参考にさせていただきたいというようなヒアリングもあったというような話も聞いています。大変立派じゃないですか。そういうことを、これから本当は地方がそれぞれの力で、住民と力を合わせてやっていくんじゃないんですか。そういう条件が、この中から生まれてきますか。それが大事なんじゃないんでしょうか。そのときに、私は住民の皆さんが路頭に迷う、そういうようなことはあってはならないと思うんですね。今現在はそういう状況ですよ。このままいったら何が議論できるんですか。これまで御宿町がやってきたそういうこと、それから住民バスも含めてほとんど事業費などで済ませてしまうものがたくさんあるんですね、予算は出てきません。そういうものはほとんど協議されないとしますよ。

それこそお年寄りの問題、これは職員あつての仕事でありますから、そうした問題についても、これは減らすんじゃなくて増やすことこそ、これから必要じゃないでしょうか。お年寄り、パソコンなんかできませんよ、そういう問題どうするんですか。それこそ高齢者、これからの福祉、この夷隅地域の抱えている問題じゃないですか。そういう問題をどう調整されていくんですか。全部懸案されて、しかもそれがどうなるか、そういう声はなかなか議会まで届かないんじゃないでしょうか。定数30名ですからね、最大に見積もってもね。そういう問題を抱えているわけですね。今後についてそういう細かい問題、それから是非、要するに単独の場合、それから合併した場合を含めまして、きちんと私は、少なくとも御宿町では示していく必要があると思うんですね。それについてはどのように考えているのか、お話を伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 確かに、合併によりまして、これからの財政状況を考えてみますと、当然効率のいい行政運営が強いられておるといのは確かだと思います。そういう中で、

少しでも効率よく、いいような形で財政運営もする、また行政運営もしていくことによって住民サービスの、今現在それぞれ多様化しているサービスにこたえていくということが、まさに合併についてのそういう削減効果を上げ、それに充当していくということが今、求められているというふうに思います。

また、職員の問題もそうです。きめ細かな行政をしていかなければならない、これは当然でございます。当然これからお年寄りも多い、そういう中でも専門的な職員が大変必要になってきます。そういうことに対しましても、もっときめ細かく職員の対応を、専門的な職員を配置するなどしてやっていかなければいけないというようなふうにも考えております。

そうすることによって、また総合市庁方式というお話もございました。当面の間は、住民にも迷惑のかからないように、スムーズな移行ができるような形の中でやっていくということでございます。また、職員の対応は、それぞれのさまざまな対応の仕方があろうかと思いますが、やはり職員の教育、またそういったようなことも重点的に行いながら、やはり住民への対応をしっかりとやっていくような形で協議もしていかなければならないかというふうに考えます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

12番、浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 12番、浅野です。

当然のことだと思いますけれども、確認の意味でひとつお願いいたします。

前回の1市5町の合併協議会の際の経緯から承知しているわけですがけれども、合併の是非は当然協議の中で含まれた部分であると思います。そこで、5町の合併に関する協議、これを進めていく中で、前回の合併協議会は、自治体のうちの 하나가、これはだめだというふうに判断した場合、前回はそうだったわけですがけれども、この場合は離脱ではなく解散になると、そのように理解してよろしいと思うんですけれども、確認です。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 合併の協議が調い、もし最終的な議会の議決の中で、当然これが1町でも議決がなされなかったということは、やはり白紙に戻るということでございます。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） ちょっと質問の仕方があいまいだったんですけれども、最後の協定の段階ではなくて行く途中ですね。途中の場合も、同じふうにして理解してもよろしいわけですか。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 協議途中で、やはり前回のように1市が離脱するというようなことになれば、当然枠組みが変わるわけですので、それについては白紙に戻るというようなことの解釈だと思います。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 私、前回の合併協議会の後始末について、ちょっと不思議だなと思ったことがありますので確認させていただきます。ばかな話かも知れませんが。

ある面、こういう報道がなされました。合併協議会の開催について、すべての自治体が絶対多数で承認をしたと。こういう報道が、ある面なされました。これは住民に対して非常に不親切な報道といいですか、誤解を招く報道ではなかったのかなと思いますけれども、では、もし他の町が合併協議会の解散を可決しなかったらどうなるかと、こういうばかなことも考えたわけですけれども。やはりある自治体が、離脱という言葉は非常に変な言葉ですけれども、そういう形になったときには、多分自治体もやはりこれは解散を認めざるを得ないということと理解した方がよろしいんでしょうね。確認です。これで終わりです。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） そういう理解になろうかと思います。ただ、前回の1市5町の場合は、同一請求で出されたというようなこともございまして、1回、全部白紙に戻す。それと逆に、これが同一請求じゃなく調定の中で、1市を除いてもう一度、議会の議決をして法定協議会を立ち上げるという提案の仕方はあるかと思いますが、一度、議会の議決を得ているものについては、再度また枠組が変わった時点で法定協議会の立ち上げについても議会の議決を要するというふうに解釈しております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

13番、貝塚嘉 君。

13番（貝塚嘉軼君） 13番、貝塚です。

1つだけ、ちょっと総務課長にお聞きします。

この合併を進めていく上において、先ほど石井議員の質問の最後の答えの中に、合併することによって効率のいい業務運営がされていくんだと、また効率のいい財政運営をしていくんだと、そうすることによって合併する必要があるんだというふうに受けとめたわけです。町民が一番聞きたいのは、私もそうですけれども、では今それぞれの町村が行っておるその業務、あるいは財政運営、これらは間違っているのかと。間違っているから、こういうふうにしなさいよといって国が合併を進めているのか。そうでなくて、もっと違ったところで国は合併を進め

ている。だけど基本的には、私はその自治体の住民の合意をもって合併しなさいというのが基本であると。また堂本知事も、住民の意向を尊重しますと、ある市に行って合併について質問されて、そういうふうに答えております。新聞にも報道されています。

私たちは、行政側と議員側と常に協議して、再三、石井君が、あるいは今、浅野議員もおっしゃったとおり、御宿町としてこうしてほしいと、こうあるべきじゃないか、またこういうことは協議されて、それで御宿の立場が十分、合併に対して伝わっているという中において、議決が最終的には多数決で行われていると。先般の末、住民説明会、私は都合が悪くて、体調を崩して岩和田の説明会には顔を出せませんでしたけれども、これを見ると議員さんも行ってないじゃないかと。議員のことについても質問されて、どのように答えていただいたかは知りませんが、少なくとも我々議員は全員が、それは国の特例債、そういうものは使わないと、即、50日以内の本則どおりであるよというような答えを出しているわけです。私とすれば、そういう説明会のときの質問のときに、御宿の議員は全員がこういう考えですと、こういうことも提案してありますというような部分も、説明してほしいというふうに思うんですけども。ちょっとその部分から外れましたが、この効率のいい業務運営、効率のいい財政運営、それをするために合併するんだというのであるなら、そこを住民に十分わかりやすく説明してほしい。そして、住民から、そうであるなら合併してくださいという声を持って、今後の協議会に臨んでほしいというふうに思うんですね。

私は、だけどそれは十分説明されていないというふうに思っております。ですから、課長がそういうふうにおっしゃるんだったら、では、今、こういう業務運営をやっているけれども、こうじゃないんですよ、合併したらこういう形になるんですよと、先行き5年、10年先、こういうふうにしていかなければ、この御宿町が存続していけないんだというような形を示していただいて、住民に十分納得していただいた上での合併を進めるなり、あるいは単独なり、そういう方向を説明していただいて、初めて正しい合併が行われるというふうに私は思います。

ですから、まだまだ法定協を立ち上げて、12月に調定していくというようなことは、私は時間がないというふうに思っております。その辺、どうなんですか、総務課長。もう一度具体的に例を挙げて、だからこうするんだということをちょっと教えてください。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島 勝君） 効率のいい財政運営というようなことでございますが、今まで当町におきましても効率もよく、みんなそれぞれ行革大綱等を含めまして進めてきているわけでございます。どこの町がまちづくりを間違っていると、そういうようなことは一切ないと思

ます。それぞれ各町、努力しながらやっているのが実情でございます。

しかしながら、やはり国等の中で、少子高齢化、納税者も少なくなって減ってくるというような状況で、国についても大変財源不足だというようなこと、そんなことから市町村に交付される交付税も、平成12年度から比べますと、本年度の16年度予算までには4億円の交付税の額が減らされております。12年度においては、約11億円の交付税がございました。それで、今は8億ぐらいのものでございます。そういうことを一つとっても、なかなか国の財政の厳しい中で、地方の財政も、一般財源もそれなりに、十一、二年度から比べますと約1億5,000万ぐらい減っております。これについても今お話ししたように、税の少子化による納税者の減、それとか経済状況等もあろうかと思えます。そういう厳しい財政状況の中で、それぞれの町が運営しているということだと思えます。

それで、合併した場合の効率のよさというものは、どういうものなのかといえば、当然、ただいまお話ししたように、町税と人件費がほぼ同じだと。これはやはり町税が多くて人件費を払っていく。そうすると、合併によって職員も、1市5町の場合の中で計算しますと、約169名ぐらいの職員が減になると。当然議員さんも78人から30名になると。また、町長も1人、そういうようなことから試算しますと、約100から115億ぐらいの削減効果が出るのではないかというようなことも踏まえ、やはりそういうことによって、そういう余力のある財源を生み出した中で、住民サービスにそういったものを回していくというような根本的な議論、そして当然に特例債等についても、これは約95%充当率の中で310億円が借りられる可能な額だと言いますが、これはやはり将来に負担を強いるというようなこともございます。通常、各町、事業をやるについては、単独事業等の起債を充当して事業をやるわけでございます。そういう事業でも、そういう交付税で元利償還金の70%を見ていただくというような、そういう国の支援策、そういう有利な起債を充当をしていくというように事業を検証して、なるべく有利になるような形の中で進めていく。そういうことも建設計画の中で、きちんと議論をしていく必要があろうかというふうに思います。

そういった行財政の効率化によって、できる限り国も、そういうふうに交付税も減ってくる中で、効率いい財政状況をして、今後、今までの御宿町の行政水準、これを落とさずにやっていくというようなことも視野に入れて、そういうふうにやっていかなければならないかと、このように考えます。

議長（伊藤博明君） 貝塚嘉軼君。

13番（貝塚嘉軼君） 今お答えしたのは、全くはっきり言って正解。答えとすれば、百点

満点というような解答だというふうに感じます。

しかし、前回の1市5町のときの合併した場合の財政シミュレーションが出されて、10年間、あるいは合併して次の年からはこれだけの収入があって、これだけの支出があってというような形の中で、差し引きの中で、即マイナス財政になっていると。まして、今回、5町を見ますと、本当に市になると同時に赤字運営というものが示されていると。今言ったような、人件費の削減をしたり、いろいろなことをして、100億のお金が浮いてきますよと。それが住民サービスに回ってきますというのは、それはそれぞれが今持っている起債をマイナスゼロにして残って100億、それが合併したおかげでありますよと、だから住民にサービスができますよというのとは、私はちょっと違うんじゃないかなというふうに思っているんですね。その辺、私はこれから勉強させてもらって、本当にそれでいいのか、本当にそうなるのか、では何でこのシミュレーションはそういう赤字のものが出てくるんだと。みんなそうやって住民の方は、私がお話する人は、みんなそれを質問してくるんですよ。

ですから、議員さんの特例なんか認められないよと。それにしても、なおかつだめじゃないかと。1市5町のときは、2年ぐらい黒字の予算が出ていたじゃないかと。では、何で勝浦と御宿は合併しないんだ。あるいは、1市5町というのは何で合併できないんだというような話を、私のところに言ってくるわけですよ。だから、私は基本的に、個人的には1市5町、合併するのであれば、夷隅郡1市5町がすることによって、少しはそういう何年かの余裕があります。その間に減らした分、そういう議員が減った、首長が減った、そういうお金が少しは浮いてくるという部分の中でこうなっているんでしょうと。ですから、私個人は、できるならもう一度考え直して、1市5町の枠組みがよろしいというふうに個人的には思っていますよという話をしているわけなんですけれども。それはそれとして、今回、きょう5町の法定協議会が設置されるに当たって賛否を問うわけですよ。だけど、私は、今の総務課長の説明は百点満点の答えかも知れない、しかし私には百点満点でない。ですから、ぜひ住民に今申し上げたようなことをかみ砕いて、これから先、協議会の中で話し合われたことを逐一情報提供していただいて、最終的に私たちがここの席で賛否を問うときに、全員の賛成が得られるような努力をしていただきたい。そういうふうに、任意協が立ち上がった場合にはやってほしいというふうに希望して、私の質問を終わります。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入りたいと思いま

す。

本案に対する反対討論の発言を許可します。

石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

私は、本案に対し反対の立場から発言をいたします。

まず、今回の合併であります。国も県も合併するしないも自由と言いながら、期限を切って合併の押し付けを強行している、これが実態ではないでしょうか。自治体を自治体でなく自治の崩壊と合併に伴う大型公共事業など、ゼネコンなどへの大企業への仕事づくり、一方で住民サービスの切り捨てと究極の行革、これが今回の市町村合併の本質ではないでしょうか。

しかし、国の思惑どおり合併は進んでおりません。それどころか、協議が進むにつれて矛盾が噴出して破綻になるケースがほとんどではないでしょうか。押し付け合併に一貫して反対する全国町村会、また全国町村議長会、国の施策に対しても全会一致で結束して反対の意見を言うことは極めてまれな事態だと言わざるを得ません。まさにそういう意味では地方の時代であり、地方がそれぞれの意思を持って、先ほども意見がありましたが、住民とともに今後のまちづくり、行政の方向について決めていく、これが大変大事ではないかというふうに思います。

そして、今いろいろ質疑がありましたが、今、町民が求められているのは、これからのまちづくりです。まちづくりが一番大事ではなかったのでしょうか。今、質疑にもありましたが、財政、そろばんだけで、行政、まちづくりは決するものではありません。その一番大事なまちづくり、それが今回、全くと言っていいほど示されておられません。そうした白紙状態で新市へ委任する。これでは町民の皆さんの暮らしを守る、そういう我々の立場から、こうしたものに賛成することはできないわけであります。

この間、合併問題につきましても、これは自治体ではありませんが、例えば夷隅郡内におきましては、農協がこの間、合併しております。当初、御宿町の農協も大変経営状況は優良だったというふうに聞いております。それがどうでしょうか、今は火の車というふうに聞いております。最近では、夷隅町農協、岬町農協が合併をいたしました。しかし経営状況はよくなるどころか悪くなるばかりのようでございます。今、夷隅町農協組合、それからまた岬町農協組合も大変な事態と聞いております。最近では、支所も大幅に合理化され、なくなったために、例えば年金など、そういうお金を下しに行くにつきましても、そういうところではタクシーを使って行かなければならない、こうした事態が生まれております。それは確かに、一団体と自治体とでは違うかもわかりません。しかし、この間の議論、特にこの合併問題についての夷隅

郡市の、また夷隅郡内の状況を見るならば、これは合併のための合併、住民の本当の暮らし、そういうものが本当に真摯な意味で議論されるか、これは残念ながらいいのではないのでしょうか。

そういう意味におきまして、私は今回の合併協議の設置について反対をするものであります。以上であります。

議長（伊藤博明君） ほかに討論ありませんか。

以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（伊藤博明君） 起立多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

これより11時30分まで休憩いたします。

（午前11時20分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時33分）

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第6、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、先にご議決いただきました「夷隅郡合併協議会」の町選出委員の報酬につきましてご審議いただくものです。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、議案第3号につきまして、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明させていただきます。

本案は、夷隅郡合併協議会の設置について議決をいただきましたので、この協議会に参加していく合併協議会委員の報酬を、日額6,200円に定めさせていただくものでございます。

よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） ここに、謳う以外のものの委員についてはどうなのでしょう。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 合併協議会の委員ということでございますので、これ以外の委員さんといいますと、首長、議長さん等もこの合併協議会の委員と解釈していただいて結構でございます。ほかに委員はないと思います。報酬につきましては、これは法定協議会の中で協議されることとなろうと思いますが、今までですと町長、また議長職といった方の報酬につきましては支払わないというような協議会の中での申し合わせがございます。そういうのがありました。今後、法定協議会の中で協議することになるかと思いますが、今現在ですと委員さん、学識経験の委員さん2名の予算等も、これでとっていただければ計上させていただきます。

よろしくお願いたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第7、議案第4号 御宿町母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第4号 御宿町母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、条例の名称を母子父子家庭等からひとり親家庭等へ変更すること、また、支給制限額について児童扶養手当法に準ずることなど、条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 御宿町母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本医療費助成制度につきましては、当町では昭和60年度から実施しておりますが、母子家庭の母、父子家庭の父及び児童などが、疾病、負傷により保険診療や保険薬局の調剤を受けた場合、医療費の一部について助成金を支給するもので、市町村が行う助成事業経費の2分の1の範囲内において県補助金が交付される制度です。母子家庭などの経済的負担、精神的負担の軽減により福祉の向上を図ることを目的としております。

千葉県母子家庭・父子家庭等医療費等助成事業補助金交付要綱の一部改正が平成16年5月14日告示、8月1日施行となりましたことに伴い、条例の一部を改正させていただくものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧くださいながら、主な改正点について説明をさせていただきます。

今回の主な改正は3点ございまして、1点目といたしまして母子・父子家庭等をひとり親家庭等へ名称を改正するものです。この改正理由といたしまして、県では関東各県の補助金交付要綱に合わせて字句を改正するとしております。第1条から第6条につきまして、名称の変更を初め、字句の改正を行うものですので、詳細な説明は省略させていただきます。

2点目として、受給資格者の所得による支給制限等につきましては、2ページの第4条で規定しておりますが、支給制限額を規則により児童扶養手当法の支給制限額へ準ずることへの改正です。

扶養親族がない場合の基準額は、施行規則によりまして234万2,000円と定めておりましたが、改正によりまして児童扶養手当法第9条の支給制限額192万円とし、差し引き35万円引き下げとなるものでございます。

3 点目といたしまして、医療費の期間経過による支給制限につきまして、3 ページの第 5 条 3 項に規定されておりますが、起算日につきましては、これまで医療費を支払った日の翌日から起算しておりましたが、レセプトが月締めであることから、支払った日の属する月の翌月の初日から改めるものでございます。

附則ですが、この条例は平成16年 8 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1 番、石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 本条例に関しまして、町内でどのような状況になるのか、それについてご説明いただきたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 平成15年度の決算状況で申し上げますと、まず対象者数が81名でございます。その中で受給を受けている方は31名ということで、決算額は87万8,809円ということで、県補助金はこの2分の1、43万9,404円交付されております。

今回の改正によりまして、支給制限にかかる方は、現在のところボーダーライン上の方が1名いらっしゃいます。この方につきまして、支給制限にひっかかると思えます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1 番（石井芳清君） もう1点であります、医療費助成であります、国保の関係で、本町ではたしか資格証明が発行されている経過があったかと思えますが、これについてはたしかその時点で100%の医療費の納付が必要というふうに理解をしておりますが、そうした人たちの中に、今回のこの条例の関係で、その対応はどちらが優先をされるのでしょうか。それについて、町はどのように現実的な事務対応をされているのか、それについてお伺いします。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 先ほど申し上げました81名の受給資格者の中に、3名、無資格ということで対象者がおります。その方につきましては、分納計画等によりまして対応をさせていただくということで、これまで実施をしておるところでございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第8、議案第5号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第5号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、御宿町国民健康保険特別会計の財政安定化に資することを目的とする改正及び地方税法の改正に伴い、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正いたすものです。

なお、本案につきましては、6月11日に国保運営協議会においてその議を経ておりますことを申し添えます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長(伊藤博明君) 吉野税務課長。

税務課長(吉野健夫君) それでは、私の方から説明をさせていただきます。

初めに、国民健康保険税の税率につきましては、平成6年度を頂点にいたしまして、以降の年度から徐々に引き下げをいたしまして、平成12年度から現在の税率で推移してきております。保険税を積算する上におきまして、歳入面では現下の経済状況を反映し、所得の低下、並びに固定資産税が減少する一方、歳出におきましては医療費の高騰等がございまして、現在の税率を維持するために、ここ数年、毎年、財政調整基金を取り崩し、税率の上昇を抑制してきたところでございます。

このため、今年度も歳入の不足分を基金から5,000万を取り崩すとともに、繰越金で予算をもたせましたが、しかしながら17年度当初予算は、歳入面で仮に16年度と同額程度の予算を積算した場合、5,000万程度の歳入不足が発生することになります。これを一度に税率改正をすることは、加入者の皆様に相当の負担感を与えることになりますために、16年度に前倒しをい

たしまして税率の改正をお願いいたすものでございます。

改正する内容でございますけれども、国民健康保険法に基づき医療費52万を53万に、介護分を7万から8万に、課税限度額を改正するとともに、積算根拠となります税率を改正いたすものでございます。また、これに伴いまして、第11条から以降につきましては、軽減の措置を施すための改正でございます。

次に、附則第3項以降につきましては、ただいま専決事項で説明させていただきましたとおり、地方税法の改正に伴い整備をお願いいたすものでございます。内容につきましては、長期譲渡所得、短期譲渡所得にかかわる課税の特例でございます。

なお、この税率改正することによりまして、今年度、約2,000万を見込んでおります。また、改正することによりまして世帯当たりを平均いたしますと、1世帯で約9,700円の増となります。さらに、これを8期で納付していただくわけでございますけれども、1期当たりが約1,212円の増となるわけでございます。加入者の皆様にはご負担をおかけすることになりますけれども、よろしく願いをいたします。町といたしましても、保健予防対策として各種検診事業、また健康づくり事業、さらには人間ドックの活用等を図りまして、医療費の抑制に今後とも努力してまいりたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 国保税の値上げということですが、先ほどのやつは国の税法の改正ということで、一概に本町だけの特質ではないわけですが、今回は御宿単独会計でありますので、御宿独自の判断による改正ということかと私は理解をしています。

それで、今、結構細かく説明をいただきましたが、幾つかお聞かせいただきたいのは、1つは前回改定したのは何年ごろになるんでしょうか。それから、この3月末での財調ですね。それから、もう一つは繰越金が今年で幾らになっておったのかですね。その辺のところについて、お聞かせ願いたいと思います。

また、今度の改正におきまして、全体的には2,000万円の増ということですが、1回当たり1,212円というお話もありましたが、世帯当たりは平均で幾らぐらいになるんでしょうか。また、同時に1人当たりは幾らぐらいになるんでしょうか。

そして、夷隅郡市の国保税の状況については、どのような状況になっているのかもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

また、現在、大変失業率が高い中で、たしか国保税の加入者も全体的に増えているというお話がありました。具体的にどういう部分でそれが増えているかですね、実態ですね。私が言ったようなものなのかどうか。そうしますと、税も下がったといいますが、要するに国保というのは、社保の人に比べて全体的に収入が低いというのが実態だろうと思いますし、一番、国民の最後の部分の国の定める医療保険ということでもありますから、やはりこれをきちんと運営していくということが大事であろうと思いますが、しかし、現在の経済状況の中で、そろばんが合わないからという中では、なかなか私は先ほども言いましたけれども、理解は難しいというふうに思うんですね。

いろいろこれからも、ご理解いただくような対応はとっていくということですが、そもそも医療費の引き上げにならぬような内容、例えば医薬品につきましても同じような効果のもので新旧がありますね、古いものであれば同じ効果でも安いと。新薬は非常に高いというお話もあろうかと思えます。本町では加盟団体として国吉病院ですね、これは組合病院ですから、私立病院までは無理かと思えますけれども、そういうコントロールもきくということでもあります。そういう中で、健康づくりとあわせて、そういう問題も含めまして、これから総合的にそういう施策も同時に行っていく必要があるかと思えますが、それも含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

税務課長（吉野健夫君） まず、1点目でございますけれども、前回の改定ということでございますけれども、平成12年に改定をさせていただいております。このときには、所得割を5.95を5.7に引き下げまして、資産割を100分の30を100分の28に引き下げをしているところでございます。それ以降、4年間は継続しているということでございます。

次に、3月末の財調と繰越金ということでございますけれども、3月末時点におきましては9,800万がございました。そのうち5,000万を、16年度予算に当初予算で組み入れてございます。現在は4,800万の残高となります。また、繰越金につきましては、15年度から16年度に繰り越されるであろう、額はまだ確定はしているわけではございませんけれども、大体2,500万程度を見込んでいるところでございます。

次に、1世帯当たりの額ということでございますけれども、先ほど説明の中で説明をさせていただきましたけれども、1世帯当たりが、8で除しますと1期当たり1,212円の増という形になります。

次に、郡市の状況でございますけれども、郡市の状況下におきましては、私の聞いている限りにおきましては、郡市の中での1町を除きましてすべて改定をさせていただいているというふうに聞いております。中でも税率につきましては、従来どおり御宿町におきましては低位に入っているというところでございます。

次に、加入者の割合ということでございますけれども、加入者の割合につきましては、石井議員おっしゃるとおりリストラの問題等でございますでしょうし、また法律の改正によりまして75歳までが国民健康保険にとどまるということもございまして、平成12年度と比較いたしますと416人が増えていると。率にしますと109.6%の増という形になってございます。

次に、国吉病院等の新薬等ということでございますけれども、これにつきましては私どもの所管ではございませんけれども、関係各課と協議いたしまして、連携を図りながら極力医療費の増にならないようなことで、協議をさせていただくという形にさせていただきます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 単独会計の中では、なかなか難しい状況だというのが一方でわかりましたが、しかし、今度、改めて町長の方にご質問いたしますが、これは確かに単独会計ということではございますが、例えばある町などでは水道会計ですね、これなどもなかなか計算が難しいという中で、先ほども出ましたけれども、一般会計からの繰り出しもして、非常に町民負担も下げているという自治体があるわけですね。こうした中で、この4年間を振り返ってみますと、井上町政におかれましては水道料金の値上げに始まって、何か次々と公共料金が上がっていくのが実態だろうと思うんですけれども、最終的にはきょう提案もされたわけでありましてけれども、これについて町長といたしまして、例えば一般会計の繰り出しを含めて、そういう対応はとれなかったのかなと。それについて、所感をお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、住民のサービス、またニーズが多様化しておりますので、まして収納率が県下ワースト1というような、そういうことも勘案しますと、やはりサービスを落とさないという原則からいけば、多少はやむを得ないんじゃないかな、そういうふうに考えまして、町民の皆さんの負担をある程度お願いするのもいたし方がないかな、このように考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第9、議案第6号 平成16年度御宿町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第6号 平成16年度御宿町水道事業補正予算(案)第1号について、提案理由を申し上げます。

今回、お願いいたします補正予算の収益的収入及び支出予算の支出につきましては、浄水場管理業務委託費367万7,000円の増額をお願いし、水道事業費の総額を3億100万5,000円とするものでございます。

なお、本予算につきましては、浄水場の管理業務を365日24時間、民間委託により適正に管理を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 藤原建設水道課長。

建設水道課長(藤原 勇君) それでは、平成16年度御宿町水道事業会計補正予算(案)第1号をご説明いたします。

まず、平成16年度御宿町水道事業会計補正予算(第1号)は次のように定めるものとする。

第2条として、平成16年度御宿町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するということで、2ページの事項別明細書をお願いいたします。

款といたしまして、水道事業費用、補正後の予算額が3億100万5,000円、営業費用、補正後の予算額が2億7,728万円、目といたしまして原水及び浄水費、既決予定額が1億5,308万円、補正予定額が367万7,000円、補正後の額が1億5,675万7,000円、節といたしまして委託料367

万7,000円。

この内容につきましては、今回補正をお願いする理由といたしましては、浄水場管理業務につきましては、既に休日及び夜間管理委託を行っておりますが、浄水場職員につきましては特殊な業務であり、長年の経験が必要なことから、一旦、浄水場の勤務をした職員は長期化する状況でした。このような状況から、24時間365日、委託することにより一定のレベルの管理体制が組まれることから、水道利用者に対しまして、水道水の安定供給を目的として今回お願いするものです。

以上でご説明を終了いたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

浄水場の1名、昼間も含めて委託をされるという案件でございますが、そうしますとその1名は、たしか水道は今4名でしたかね、それはどのようになるのでしょうか。それについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、昼夜ということになりますが、資格と申しましょうか、確か浄水場は一定の資格が必要だったかと思いますが、その辺のところについては委託先についても、そういったような資格者を予定されているのでしょうか。現実的な管理、運営体制についてはどうされるのか、その辺について伺います。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

建設水道課長（藤原 勇君） 議員がご指摘のように、現在、水道会計の職員は4名の職員がおります。今、浄水場に1名勤務しております。これにつきましては、今後、人事等の協議をする必要があるかと思いますが、仮に1名減になることによって、平成15年度の決算で申し上げますと約445万7,000円の減額となる予定でございます。また、平成16年度当初予算と比較しますと約460万強の負担減となる予定です。また、現在の職員体制で仮にこのまま進めていく場合、やはりその余剰時間ですか、そういうものにつきましては、今現在、老朽化が激しい浄水場等の軽微な部分の補修、または修繕を行っていきたいと思います。

また、先ほど資格の話がございましたが、今回の補正をお願いいたします予算の中では、水道技術者を置かなければいけないという、水道法にも記載してありますが、これにつきましては委託の中には含まれておりません。ただ、今現在、水道課には2名の水道技術管理者がおりますので、それをもとにしまして定期的に浄水場と連絡を図りながら事業を進めていきたいと

考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 人事管理は総務課ですか、この案件が通った場合にどのようにされていくのかですね。職員の活用と申しましょうか、任用についてお聞かせ願いたいと思います。

この間、ある課におきましては、産休、また病休が重なって、大変厳しい中、事業を執行されている課もあるというふうに聞いておりますけれども、それとまた今回、先ほど決定いたしましたけれども、法定協ですね、それらに伴う職員の派遣という中で、先ほども総務課長がおっしゃったとおり、大変厳しい中、運用している中、こういう問題も起きてきているわけですが、全体的な職員の運営状況について今後どのように考えていくのか。そういうこともきちんとされませんと、今、担当課長、よくわからないような答弁を私は聞きましたが、どうされていくのか、ひとつお願いします。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 企業会計の職員 4 名をとということで、今回、委託することによって 1 人の職員、これについては企業会計から普通会計の方に戻していきたいと、このように考えております。

また、先ほどもお話ございましたように、大変人員も削減していきながら、厳しい状況の中での行政運営を行っているという状況もございます。それぞれ職員の皆さん方にも大変負担をかけているという状況もございますけれども、そういったことから、そういうところのカバーもしていきたいと、このように考えます。

また、産休等に入っているような職員もおります。それについては、当然、全課体制の中で、忙しい時期、集中する時期については職員をそれぞれの課から配置しまして、合理的に、効果的に行っていききたいと、このように考えております。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第 6 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第10、議案第7号 平成16年度御宿町老人保健特別会計補正予算（案）第1号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第7号 平成16年度御宿町老人保健特別会計補正予算（案）第1号についての提案理由を申し上げます。

今回、提案いたします補正予算（案）は、補正額1,680万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ11億1,111万4,000円とさせていただくものです。

補正内容につきましては、平成15年度老人医療費確定に伴う法定負担率に基づく精算です。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 議案第7号 平成16年度御宿町老人保健特別会計補正予算（案）第1号をご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、1,680万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ11億1,111万4,000円とさせていただくものです。

補正内容は、平成15年度老人保健医療費確定に伴い、法定負担率に基づく精算です。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書からご説明いたします。

繰越金1,680万3,000円の増、歳入補正額1,680万3,000円とさせていただくものです。

次に、歳出でございますが、3ページをお願いいたします。

諸支出金、償還金1,085万3,000円の増、一般会計繰出金595万円の増、これにつきましては、医療費に対する法定負担率に基づき概算負担金の精算を行うものです。精算先は支払基金及び国、県、町に返還するものです。歳出補正額1,680万3,000円とさせていただくものです。

以上でご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入りますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長 ( 伊藤博明君 ) 全員の挙手です。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決することに決しました。

これより午後 1 時まで休憩いたします。

( 午後 1 2 時 1 0 分 )

議長 ( 伊藤博明君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

( 午後 1 時 0 0 分 )

議案第 8 号の上程、説明、質疑、採決

議長 ( 伊藤博明君 ) 日程第 11、議案第 8 号 平成 16 年度御宿町一般会計補正予算 ( 第 2 号 ) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長 ( 井上七郎君 ) ただいま議題となりました議案第 8 号 平成 16 年度御宿町一般会計補正予算 ( 案 ) 第 2 号について、提案理由を申し上げます。

今回、提案いたします補正予算は、歳入歳出とも 1,132 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 33 億 6,567 万 8,000 円とするものです。

主な内容は、合併協議会への負担金や県補助金の内示による漁協への補助金の追加、また中学校校舎改築とともに、旧校舎の解体を行うための継続費の変更等です。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長 ( 伊藤博明君 ) 綱島総務課長。

総務課長 ( 綱島 勝君 ) それでは、私の方から平成 16 年度の一般会計補正予算 ( 第 2 号 ) についての概要説明をさせていただきたいと思えます。

補正予算 ( 案 ) 第 2 号につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 1,132 万 3,000 円を追加いたしまして、補正後の予算総額を 33 億 6,567 万 8,000 円とするものでございます。

また、中学校の校舎改修の事業にかかわる継続費につきまして補正を計上させていただいております。

継続費につきましては、3 ページをごらんいただきたいと思います。

改正後の旧校舎の解体について、当該年度に実施することにより国庫補助金の対象とされる

ということから、17年度の事業費について解体工事費を5,000万円を追加し、17年度の事業費を6億8,840万円とするとともに、継続費の総額を11億1,400万円とさせていただくものでございます。

補正の内容につきましては、4ページからの事項別明細書によって説明させていただきます。

まず、歳入の予算でございますが、県の支出金、水産業費の県補助金でございます。125万円、平成15年度に漁協の本所に整備した活魚水槽に、御宿漁港の漁獲物を搬送するということで2トントラックを購入したものでございます。県の補助金の内示があったということで、補助金を計上させていただいております。

次に、繰入金でございます。これは先ほどの老人保健の特別会計からの繰り入れでございます。495万円でございます。

繰越金でございます。繰越金は512万3,000円でございます。15年度からの繰越金を充当させていただきまして、収支の均衡を図らせていただいております。

次に、歳出予算でございます。

総務費の財産管理費の委託料でございます。157万3,000円。現時点で売り払いが見込まれる6件の町有地の測量委託でございます。

次に、諸費の報酬21万1,000円でございます。これは先ほど議決いただきました、合併協議会委員の報酬を計上させていただいております。来年の3月までで、1日6,200円の2名分で、17回分の報酬でございます。

次に、総務管理費の諸費の負担金補助及び交付金440万円でございます。これにつきましても、夷隅郡合併協議会におけるホームページの開設とか、会議録の作成、また協議会だより等といった事務委託に係る負担金を計上させていただいております。

次に、民生費でございます。民生費の児童福祉費の委託料でございます。157万5,000円。これにつきましては、児童手当の改正に伴う児童手当のシステムの改修費用でございます。平成16年3月議会の補正予算に一たん計上させていただきましたが、その後、厚生労働省より法案が審議中であるということから修正を先送りすることにいたしました。今回、改めて補正予算に計上させていただいたものでございます。

次の農林水産業費の水産業振興費の負担金補助及び交付金175万円でございます。これは先ほど県の補助金で説明したように、御宿漁港漁獲物を本所の活魚水槽へ搬送する2トントラックの購入についての補助金を計上したものでございます。

次に、商工費の月の沙漠記念館費の旅費ということでございますが、これは加藤まさの挿

絵につきまして、この作品の発表年月日等の策定が必要ということから、多く加藤まさをの資料を保有しております藤枝市の博物館に行きまして、調査を行うための旅費を計上させていただいてございます。

次の教育費の学校建設費の委託料35万円でございます。中学校の共同調理場の建設場所についての地質調査の委託料でございます。

次に、文化財保護費の委託料10万円でございます。これは町指定の天然記念物でございます旧庁舎の前の大蘇鉄でございますが、その剪定にかかる費用を計上させていただきました。

次の視聴覚教育費の負担金補助及び交付金の4万4,000円でございますが、これにつきましては夷隅郡の視聴覚教育センターの負担金を計上させていただいてございます。

次に、災害復旧費でございます。復旧費の土木施設災害復旧費の工事請負費130万円でございます。これにつきましては、河川災害復旧事業について、河川の水をせきとめるために大型土のうを使用して施工を予定しておりましたけれども、この時期の河川の水位が、実施設計時の計画水位よりも高くなるということで、大型土のうでは工事が不可能ということから、工事を進捗させるために矢板うちに工事費を追加させていただくものでございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明させていただきました。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

3ページの継続費補正で伺いますが、中学校校舎建築事業についての補正というようなお説明であります。5,000万円の追加補正ということですが、具体的に、この間も説明を受けているわけではあります。前年度、1年間繰り上げというのが実態だろうと思うんですが、それに対して町負担がこれで変わるんでしょうかね。よくわからないんですが、全体的な細かい事業費関係がここに、それから財政の内容が書いておりませんのでわからないのですが、それについてはどのようになるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） この中学校校舎改築事業の継続費の増額補正ですが、当初18年度に単独の事業として予算措置をすることで町は考えておりました。これにつきまして、補助対象として2カ年事業の新築工事費に解体費分が含まれるということから、1年前倒して今回補正対応させていただくことになりましたが、これについて町負担がどのように変わってくるのかということですが、現在、この解体分については補助金の加算対象になるということで、

急遽補正対応させていただいたものですが、加算金につきましてどの程度加算されるのかということ、再三、県の方には問い合わせしております。しかしながら、昨年度の補助率から比較しましても、今年度は非常に厳しい状況であるという返事で、この金額の決定につきましては8月から9月にかけての加算対象の調査を得てから金額が決定するというので、この補助基準額が決定してから町の負担額が当然決まってくると思われまします。町が当初考えていたのは、5,000万円は単独ということで考えておりましたので、補助金分が町の財源から補助対象になるというふうに考えています。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 本年度は厳しい財政状況の中から最終的な決定がなされるものだろうと推測をいたしますが、昨年度単位の実績ではどうなんでしょうか、その辺のところは調査されたんでしょうか。

それから、今、説明のとおりだろうと事実は思いますけれども、解体事業も一体とすることにより補助の対象になり得るという判断のもと、1年前倒して補正をするということですが、3月に当初予算の決定を見たばかりでありますよね。確かに当初予算の調整につきましては1月、2月ということなんだろうなというふうには思いますが、しかしこれは基本的な内容だろうと思うんですね。委員会の方では、この辺の問題につきましても、取り入れる財源の手当すべてを調査すべきではないかという意見が出ておったというふうに聞いております。

そうした中で、当然ながら本町におきましても、大変厳しい財政状況の中から中学校建設に進んでいくという中で、その辺が私は非常にわかりづらいわけなんですよね。結構なんですよ、それが例えば現実的には1%とかわからないですけども、非常に小さい額でわずかかもわかりませんが、それでもやはりお金はお金ですから、当然そうした有効なものを使っていくということは当然だろうと思うんですね。

しかし、まだ3カ月しかたっていない中で、しかも本町の当面としている最大の事業だと思うんですね。きょうは冒頭に町長、あいさつの中でも触れられておられましたけれども。そうしたものをやっていく中において、本町の行政、やはりみんなの知恵と力を出して、これどうやっていくのかというのは大切だろうと思うんですが、そうしてやってきた中において、繰り返しますが、なぜこういう補正になるのかと。基本的なことについての補正内容でございますけれども、確かに内容的にどうしても変更になって補正になるんだということ、それもちょっと私わかりづらいんですけども、再度その辺について説明願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） この補助金が加算になることを最終確認したのが4月26日です。2月、3月時点で加算対象となるかどうかの確認はとっていなかったということで、4月26日に最終的に申請段階で加算対象になるということを確認したことから、今回の補正対応とさせていただきます。

それと、昨年の基準額の単価ですが、昨年度は㎡あたり14万9,400円ということで基準単価が示されています。今年度、6月22日に内示通知をいただいております。その中で、今年の内示額14万4,200円ということで、基準単価は示されたんですが、まだ加算額については調査が全部済んでからでないとい示されないということです。去年の解体工事費分の加算額は、基準単価で平米当たり1万円だったということです。今年度は、それが5割になるのか7割になるのかということは、まだ申し上げられませんということで県から聞いております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） わかりました。次に移ります。

4ページであります。歳入の中で繰越金というのがございますが、これは多分、出納閉鎖の中で確定した額であるかと思いますが、ここ近年の中で、とにかく3月補正の中できちっとやるべきことはやってほしいと。要するに、予算を有効に使ってほしいという中で、こういう繰越金をなるべく少ない額にしてほしいという提案をしまいましたが、これについて近年どうなっていたかということをご紹介をいただければと思います。

それから、あわせて6ページであります。合併協議会の負担金ということでございますが、委員報酬については17回分ということでございますね。委員についてであります。先ほどの説明の中で、町長、あと議員ですね、そちらについては今後の協議、多分、従前どおりになるのかというお話もありましたが、委員の方の選任についてはどのように考えておられるかですね。学識経験者ですか、その他必要とみなすものについての選任事項があったかと思いますが、議決もされたし、ほかの町はわかりませんが、全部の町で議決されて設置ということになれば、委員の選任ということにもなるかと思いますが、本町は既に設置が決議されておりますので、町といたしましてどういう考えでこれに臨むのかですね。この間、青年部の方からいろいろな意見書も出てきたという経過もございますし、今ここでそうした考え方が示せるようであれば、あわせてお示しをいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 繰り越しということですが、繰り越しにつきましては15年度から16年度に出納閉鎖が終わった時点で約1億1,000万弱の繰り越しが出たと思います。当然、繰り越しにつきましては、次年度の財政に繰り越していくということで、やはり財政状況を踏まえながら、繰越金についてはその翌年度に使えるような程度の繰越金は必要であります。それともう一つは、標準財政規模の約3%から5%は繰り越しが適当ではないかというようなことは言われております。そういった中で、当町におきますのは8,000万から1億程度がその数字に当たるかなというようなことでございます。

それと、任意協議会の委員の選任ということですが、先ほど法定協議会の中での規約にもございましたが、7条には議長と協議をして町長が決定をするというようなことの中で規約で定められております。議会の議長と協議をして、今後、決めていくことになるかと思えます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 発議第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第12、平成15年11月28日提出、発議第1号 御宿町議会議員式田善隆の辞職勧告決議案についてを議題といたします。

本案は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、松崎啓二君。

2番（松崎啓二君） ご報告いたします。

平成15年11月28日招集の第6回臨時会に提出され、議会運営委員会に付託されました発議第1号 御宿町議会議員式田善隆君の辞職勧告決議案につきまして審査報告をいたします。

去る6月21日、議会運営委員会におきまして慎重に審議いたしました。その結果、提案理由を妥当なものとしたしまして、全員の賛成により、議会運営委員会といたしましては原案のと

おり決議することと決しましたので、ご報告いたします。

以上です。

議長（伊藤博明君）　ここでお諮りいたします。

式田善隆君に発言の機会を与えることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君）　3番、式田善隆君に発言の機会を与えます。

3番（式田善隆君）　3番、式田でございます。

本件につきまして、皆様のご配慮、身にしみて今後の小生の人生に大いに役立てていきたいと考えております。

また、皆様のご意見はよく考えてみたいと思っております。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君）　地方自治法第117条の規定により、式田善隆君の除斥を求めます。

（3番　式田善隆君　退場）

議長（伊藤博明君）　これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、浅野玄航君。

12番（浅野玄航君）　委員会での調査の内容、あるいはこの判断に至った経緯等、そういったものは別に私、本会議でしていただくのが妥当かどうかわかりませんので判断ができませんけれども、そちらの方のお話を聞く機会というのはできないものなのではないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（伊藤博明君）　事務局長に説明させます。

事務局長。

議会事務局長（瀧口和廣君）　ただいま浅野議員の質疑の件につきましては、調査委員会というものは任意の調査委員会でありますので、委員長がそれを受けて質疑に答えるということであればさせたいと思っておりますので、松崎議会運営委員長の答弁であれば差し支えないと思っております。

議長（伊藤博明君）　浅野玄航君。

12番（浅野玄航君）　ということは、要するに議会運営委員会がその判断に至った経緯とか基準については、議会運営委員長から答えがいただければ、それは結構ですよと、そういう

ようなことなんでしょうか。

議長（伊藤博明君） 事務局長。

議会事務局長（瀧口和廣君） そのような解釈でいいです。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第1号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（伊藤博明君） 起立多数です。

よって、発議第1号は可決されました。

式田善隆君の復席を許可いたします。

（3番 式田善隆君 入場）

議長（伊藤博明君） 3番、式田善隆君に告知いたします。

発議第1号は原案のとおり決議されましたので、告知いたします。

請願第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第13、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書についてを議題といたします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、川城達也君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

川城達也君。

（6番 川城達也君 登壇）

6番（川城達也君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、請願第1号についてご説明申し上げます。

平成16年6月17日。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書。

千葉市中央区中央4 - 13 - 10、千葉県教育会館。

義務教育費国庫負担制度を守る千葉県連絡会、会長、安藤昭雄。

紹介議員、川城達也でございます。

御宿町議会議長、伊藤博明殿。

請願事項。

平成17年度（2005年度）予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかしながら、「三位一体」改革の議論のなかで、義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点になっています。政府は、教育の質的論議をぬぎに、国の財政事情を理由として、これまで義務教育国庫負担制度から対象項目をはずし、一般財源化してきました。今年度からは、教職員の給与費だけが対象項目になってしまいました。さらに、平成18年度（2006年度）までに補助金を3兆円削減することを検討しています。

現在、30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単位で行われています。このように、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止され全額都道府県に税源移譲がされた場合、9都府県を除いて現状の国庫負担金を下回る金額となることが明らかとなっています。多くの県では財源が確保できずに、「40人学級」など現在の教育条件の維持が危惧されます。このように、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を「義務教育費国庫負担制度」から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方

自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましても、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

本請願は直ちに採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

#### 日程の追加について

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

ただいま、提出者、川城達也君、賛成者、松崎啓二君、中村俊六郎君、新井 明君、瀧口義雄君、吉野時二君、式田孝夫君、浅野玄航君、小川 征君、白鳥時忠君から、発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

#### 発議第1号の上程、説明、採決

議長（伊藤博明君） 発議第1号を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

議長（伊藤博明君） 川城達也君、登壇の上、説明を願います。

川城達也君。

（6番 川城達也君 登壇）

6番(川城達也君) それでは、発議第1号について説明させていただきます。

発議第1号。

平成16年6月25日。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

提出者、御宿町議会議員、川城達也。

賛成者、御宿町議会議員、松崎啓二、同、中村俊六郎、同、新井 明、同、瀧口義雄、同、吉野時二、同、式田孝夫、同、浅野玄航、同、小川 征、同、白鳥時忠。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、「三位一体」改革の議論のなかで、義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点になっている。政府は、教育の質的論議をぬきに、国の財政事情を理由として、これまで義務教育国庫負担制度から対象項目をはずし、一般財源化し、今年度からは、教職員の給与費だけが対象項目になってしまった。さらに、平成18年度までに補助金を3兆円削減することを検討している。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりでなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月25日。

御宿町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎殿、財務大臣、谷垣禎一殿、文部科学大臣、河村建夫殿、総務大臣、麻生太郎殿。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

これより1時50分まで休憩いたします。

（午後 1時40分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時57分）

#### 一般質問

議長（伊藤博明君） 日程第14、これから一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡素にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問については3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

#### 浅野 玄 航 君

議長（伊藤博明君） 通告順により、12番、浅野玄航君、登壇の上ご質問願います。

（12番 浅野玄航君 登壇）

12番（浅野玄航君） 12番、浅野でございます。議長のお許しをいただきましたので、多少長くなるかもわかりませんが、発言をさせていただきます。

誠に僭越でございますが、質問に先立ち一言述べさせていただきます。

先ほど黙祷をささげさせていただきました、本来であれば当然のごとく本席にお着きのはずである新藤 研前企画財政課長、ご逝去なさいました。故新藤課長におかれましては、長年にわたり御宿町の基本施策、財政計画の中心として重要な役割を果たされました。3月定例会で

は、病の無理を押し、苦しい財源のもとでの予算編成趣旨を熱意をもって説かれました。予算編成に対しての賛成討論をさせていただいた同じ場で、わずか3カ月後にこのような言葉を述べようとは残念でなりません。

また、闘病生活を送られていた金井英一郎先生の訃報にも接しました。金井先生は、御宿町、千葉県にとどまらない広い視野と多岐にわたる経験と知識で、特に観光面で御宿町発展にご尽力いただきました。四半世紀余りに及ぶ本町と長野県野沢温泉村との健全な交流関係の継続は、金井先生を抜きにして語ることはできません。

さらに、つい先日は、本庁舎を初め、町有施設の美化、安全確保に常に親しみのある笑顔で携わっていただきました竹之内 榮氏が急逝なさいました。

それぞれお立場、ご功績は違いますが、故新藤 研企画財政課長、故金井英一郎先生、故竹之内 榮氏に感謝を申し上げ、改めまして心からご冥福をお祈りさせていただきます。

それでは、これより通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

私は、かねてから安全・安心のまちづくりへの取り組みを、自分自身の大きな主題として今日まで議員活動を進めてまいりました。

ごみ処理場の改善問題、海岸の美化や危険除去の対策、心身に障害を抱える方々への対応、中学校建設にかかわる安全対策などについて、予算審議、一般質問、あるいは委員会等で取り上げ、町政に生かしていただけるようお願いいたしてまいりました。

このような流れの継続として、何点かお伺いいたしますので、より一層の安心・安全が確信できますよう、ご答弁をいただきたいと思えます。

第1に、町の消防団組織と活動についてでございます。

消防団に所属する方々の火災に限ることのない多方面にわたる活動、これらは町民全体の安心に対する大きな支えとなっております。団員の皆様、多忙にもかかわらず、任務に対する責任感と奉仕的精神で日々の活動に取り組む姿には頭が下がる思いでございます。

そこで、消防活動の現状について伺います。

御宿町消防団条例施行規則、これによりますと、本部を含め9団を編成、定数225名となっております。この面での現状がどのようになっておるのか、さらに平時、平日という意味です。緊急事態発生時に即応できる人員の割合をどの程度と見込んでおられるのか、お伺いいたします。さらに、この現状に対しての町当局の見解をご説明いただければありがたいと思えます。

お願いいたします。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 最初に、御宿町消防団の現状についてお答えさせていただきたいと思えます。

当町に限らず、近年、消防団員の確保は年々厳しい状況にあります。町におきましても、さきの定例会で団員定数を245人から225名に改正させていただいたところがございます。今回、団員確保につきましては、消防団だけではなく、各区長さんにも協力をお願いいたしましたが、4月1日現在で団員の実数は211名でございます。定数に対しまして、14名の不足となっております。

また、緊急事態発生時に即応できる人員の割合をどの程度をとということでございますが、緊急事態ということで一概に、状況によっては違いますが、昨年度、平成15年に発生いたしました火災、4件ございました。消防団の出動状況を見ますと、これは日曜日の午後7時前、それと火曜日の午後8時過ぎ、また月曜日の午前10時半ごろ、また火曜日の正午前にそれぞれ火災が発生しておりますけれども、平均109名の団員が出動しております。消防団実人員が221名でございますので、ほぼ50%の出動になるわけでございます。これに消防署と役場消防隊が加わるということでございます。

また、この現状に対しましての町の考え方ということでございますが、今後においても遠距離通勤者が増えていることから、また長引く不況等の影響により、消防団活動のための休暇等がとりにくいというような状況もございます。少子化の進展を考えますと、団員確保は厳しい状況が続くものと考えられます。今後の対応策といたしましても、現行も行ってありますが、広報紙による消防団の活動の紹介や、また募集、また団員の定年年数の延長等が考えられますが、なかなか決め手がないというのが現状でございます。

さらに、阪神・淡路大震災のような被害や津波等、同時多発型の災害に対しましては、消防団の対応能力を超えることが予想されますので、各区に自主防災組織を設置しまして、被害を最小限に防ぐというようなことも、平成9年から進めているところであります。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 大変厳しい状況、これからさらにますます厳しくなるのではなからうかと。そういう中で、地区の防災組織、これは非常に大事になってくるなということを私も実感しております。お正月の出初め式、これを参観いたしますと、消防車の配置、あるいは隊員の皆様の熟練度、これについては大いに安心ができるのではないかなと思っております。

しかし、私、不勉強であり大変申しわけありませんが、町の随所で見かけます消火栓、あるいはホースの格納庫ですね、これらの配置の状況が、私、全体像としてまだ把握ができており

ません。町内にそれぞれ何基ぐらい設置されており、その配置状態によって町内全域がカバーされておるのかどうか。その辺の現状についても、お伺いできればありがたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 消火栓、またホースの格納庫の配置につきましては、現在、消火栓は町内に177基ございます。また、ホース格納庫は116カ所に設置してございます。消防庁の示す消防団の基準に基づき、防火水槽、また自然水利を合わせまして、ほぼ水準を満たしていると考えております。最近では、避難場所付近には耐震用の防火水槽を計画的に配置しております。

12番（浅野玄航君） 117カ所の消火栓、ホース格納庫116カ所、できればこれ消火栓のそばに全部ホース置き場があればよろしいんでしょうけれども、多分近隣のところで対応ができるというような、そのような配置になっておることと思いますけれども、町民の皆様にとって火災というのは、本当に財産を、人命をなくする大きな要因になるものでございますので、人員の配置等、あるいは機器の配置等、万全を尽くしていただきたいなと思います。

さらに、出火時、あってはならないことですが、出火時など素早い対応が必要なとき、消防団以外の方は、団員のOBさんですとかですね、在宅が多い方とか、こういう方たちも何かの形で協力できればとか、すれば早くいくのになとか、そういうことを目にするのもございます。これらの意見、できる範囲で実現できれば、私ももっともだなと思うこともございます。

ただし、あくまでも安全で効率的・即応的な援助と、これが整えられていれば、万が一、初期出動・初期活動に不足が生じた場合、あるいは消火活動を素早く立ち上げる準備などに十分機能を果たすものではなかろうかなと、そのように私、考えております。

ただし、そのためには、危険を伴いますので、先ほどお話ししましたように、ルールに基づいたきちんとした組織づくり、防災計画の中に入れ込んでいくとか、そういうようなことですね。あるいは器具の定期的な点検や携わってくださる方の研修、あるいはOBになられる方ですから、やや年配の方にも安全で扱いやすい機器の整備と配置、こういうふうなものが必要となるのではなかろうかなと、そのように思います。これはまさに行政が主導しなければ実現できないことであろうと、そのように私は考えます。資金がかかることでありますので、大変なことだと思いますけれども、何かそういう面での工夫ができないものかな。器具の改善、あるいは配備の方法、増強、そういう面でも安心のまちづくりへ向けての一步ができないものかなと、そのように思っておる次第ですけれども、その辺についていかがでしょうか。

議長（伊藤博明君） 網島課長。

総務課長（網島 勝君） 緊急時におきましての人員不足が生じた場合の対応というようなことですが、火災につきましては、議員のご指摘のように初期消火が重要であります。実際といたしまして、遠距離通勤というような方が増えている現状におきましては、消防団だけではなく、また消防団のOBを含めた地域の協力体制を整備していくことが必要ではないかというふうに考えております。

また、火災発生時においては、付近の住民の方々による消火器や、またバケツ等による初期消火は大変重要でありまして、自主防災組織設置時の訓練等でも皆さん方に実践していただいております。しかし、ご承知のように火災現場におきましては大変危険であります。厳しい訓練を行っております消防団員でも、消火作業中にけがをする場合もございます。消防車が到着した場合は、消防署員、また消防団に引き継ぎ、指示に従っていくということは当然のことです。町では消防署ができる以前から、日中における初期消火という活動の中で、役場職員によります役場消防隊を組織してございますが、多くの場合、サイレンと同時に集合して現場に向かう役場消防隊よりも、また地元の分団の方が早く現場に到着しているというような状況も現状でございます。

また、御宿町の消防団以外の協力に対するルールにのっとりた組織づくり、また定期的な点検、研修計画は、年配者の方に、また安心して使いやすい器具を配備できないかというようなご質問でございますが、先ほどご説明を申し上げましたように、行政区ごとに規約に基づいた自主防災組織を設置しており、また消火器の取り扱いや救急法、また災害時に使用しますトランシーバー等の機材を使用いたしました訓練を、点検またあわせて定期的に行っていくことが必要だと思います。また、本年度につきましては、9月5日に町内で8番目となります実谷の自主防災組織が結成される予定であります。初期消火を初めとする訓練を実施するとともに、既に実施済みの新町区においても今回訓練を実施していただく予定でございます。

なお、町内の消火栓付近には、また赤いボックスがあり、消防ホース3本、また口先、消火栓のふたをあける道具を収納してございます。しかし、消火栓からの消火活動についても最低3名以上が必要となり、また水圧のかげん等、取り扱いに十分な注意が必要です。訓練時には、この点についても十分に注意するように重ねて説明もしております。また、使いやすい備品のハンドパイプにつきましては、各消防車には配置してありますが、不特定の住民の方が使用する場合は大変危険が伴うということで、原則、本来ですと消防団が利用する水利としての目的で設置してあります。しかし、初期消火の重要性を考えた場合には、今後、家屋の密集してい

る場所等を調査しながら、また検討をしていきたいと、このように考えております。

12番（浅野玄航君） これまで消防関係について、私、伺ってまいりましたけれども、ぜひお願いしたい、幾つかにまとめさせていただくと、今、最後にお話しいただいた機器類の改善、配備、当然安全を第一に考えて、そしてやっていかなければならないわけですが、そちらの方も含める。それと、団の編成についても、やはりある程度考えなければならない時期に来ているのではないかなということも感じております。さらに、日々使われております防災無線、あちらの連絡系統ですとか、その辺のところは私、この防災関係では一番大事になるところではなからうかなと思います。ただいま総務課長からご答弁いただいたこと、非常にわかりやすくきれいなんですけれども、今、私がお願いしましたことを中心にいたしまして、ぜひ改善に向けての研究をしていただきたいと、このようにお願いしたいと思います。

さて、近年、突発的な事故、報道等によく聞きますけれども、その折に管理責任、防犯責任、あるいはもっと広げていきますと生産者責任だとか、そういうようなところで争われるケースが多々ございます。だからというわけではありませんが、御宿町も町の管理下にある施設、先ほどの消防関係も含めまして、設備、これら多数抱えております。もう拾い上げたら切りがないというほどだと思いますけれども、これらは当然安全管理には十分な目が配られていることと思いますが、この機会に、これら町の管理下にある施設設備等が、どのような体制で安全確保されているのか、この点について確認させていただきます。

町有財産にかかわることですので、総務課、あるいは企画財政課が総括し、個々には担当課が管理すると、そのような仕組みになっておることだろうと思いますけれども、不特定多数の町民、その他の方が利用する施設が、役場庁舎を初めどれくらいあるのだろうか。また、これらは安全点検をどういうふうになされているのか、不備が発見された場合はどんな改善体制がとられているのだろうか。

例えば、私の経験でいきますと、公立学校の場合は規則で定められた方式によって、各教室、施設、備品、安全点検が定期的に行われ補修されております。これ、私、承知しておりますので、学校以外の設備、施設、これらについて幾つか例を挙げてお話いただければなど、そのように思います。なお、安全点検上の書類と申しますか、安全点検簿ですね、そのようなものなどもあれば、ご紹介いただければありがたいと、そのように思います。

議長（伊藤博明君） 網島課長。

総務課長（網島 勝君） 町が管理すべき施設の数というようなことでございますが、まず地方自治法の244条に基づきまして、町民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供する

ために設ける、いわゆる公の施設、これにつきましては本当に数え上げれば切りがないほどたくさんあります。そういう中で、道路、橋梁、公営住宅、浄水場、それと廃棄物処理施設、保育所、小中学校、また役場庁舎、児童館、集会施設、また公民館、体育館、野球場、プール、農林道、漁港、消防施設等、多岐にわたっております。管理につきましては、基本的にはそれぞれの担当課が行っておりますが、各施設の整備の安全点検ということでございますが、日ごろの施設管理担当者の安全点検、台風等、災害発生時の事後安全点検、また法令に基づき実施いたします施設の設備、スプリンクラー、常備非常の誘導灯、それと充電施設、エレベーター等の安全点検につきましては定期的に実施しております。

また、例えば総務課の係で申し上げますと、ご質問にありました消火栓につきましては、消防団の試運転時や消防署の定期点検により安全点検を行っております。また、消防車両の点検につきましても同様でございます。防犯灯等につきましても、各区の要望により設置するとともに、故障や球切れは通報いただきまして、早急に修繕に努めているという状況でございます。

庁舎につきましては、庁舎の職員の服務規程に基づきまして、取締責任者を定めてございます。そして、安全な管理をいたしているところでございます。そのほか、機械器具点検につきましても、毎日点検をしております、点検簿によって報告を受けているという状況でございます。

12番（浅野玄航君）最後に、庁舎の機械関係を事例ということで出していただいたのではないかと思いますけれども、やはり私、定期点検というのが一番大事だと思うんです。いろいろな設備、施設、知らないうちに傷んでくると。気がついたときには、後手に回っていたというケースがよくございます。ぜひこの定期点検という面に目を配って、これからも気を引き締めてやっていただければなと思います。今、総務課長から庁舎の件が出ましたけれども、どうでしょう、ほかの課長さん、私のところはこういう施設を抱えていて、こういうような点検体制があるよというのをご紹介いただける方がいれば、ひとつお願いできればと思います。役場抜きです、学校側の事実といいましょうか。

それでは、お願いします。

教育課長（田中とよ子君）教育課で体育施設関係を管理しておりますので、その関係について申し上げます。海洋センター、体育館、プール、パークゴルフ場、それらにつきましては法定の点検のほかに、職員が毎朝、施設等は巡回しております。それにつきましては、管理日誌へ記帳しまして管理をしております。事故等についての対応につきましては、今年度、高齢者の利用が海洋センターで多くなってきています。そういった関係から事故防止のための救急

法の講習会ですか、そういったものを事業の中に取り込んでいって、そういった事故等の対応に早期に対応できるような態勢をとりたいということで、今年度7月2日に新規事業として取り入れることになっています。管理点検もそうなんですが、そのほかに利用者に対してもそういう形で協力していただきたいと考えます。

12番（浅野玄航君） できれば、教育課以外のところでお願いしたいなと思っていましたけれども。実を申しますと、私、今おっしゃってくださった施設なんかについての例を、これから話していこうかなと思っていましたものですから。では、このまま先へ進ませていただきます。

いろいろなものがございまして。中にはトラブルを起こしたり、けがしたり、事故が起きたりということもあると思いますけれども、過去にこういうのは、多分軽微なものを含めれば結構あるんじゃないかなと思います。それらの状況はどのようなだったのか、どんな対応、処理がされたのかと、これも一つ事例を出していただければなと思いますので、今お話を先にいただいてしまいましたけれども、特に町営プール、御宿台運動施設、B & G海洋センター、これは運動施設であります。やはり活動中の事故ということ、ないのが一番ですけれども、想定して管理していかなければならないということになりますけれども、私、設置条例や管理規則をばっと思ってみたんですけれども、そういう場合の対応については、当然のことながらその中には書いてありませんけれども、今、点検しているという話がありましたので、これ今、聞いてもあれですけれども。最初の部分ですね、どうでしょうか、近年そういう施設を含めまして事故とかあった、これはもう隠すものじゃないと思いますので、それがきれいに対応ができていけばよろしいわけですから、そういう面についてご紹介をできればいただければと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 最近の事故ということで、公共施設におきましての事故というようなことでは、例を挙げますと、児童館で、ブランコで遊んでいた児童が、児童との接触によってけがをしたというような例がございまして。また、多目的広場におきまして、散歩中にランニングバーンと土との境に埋設されていた角材につまずいてしまって歯を折ってしまったというような例もございまして。また、道路の側溝のすき間に足が挟まってけがをしてしまったというような例がございました。それぞれ過失割合に応じまして、町が加入しております総合賠償保険の中で対応をさせていただいてございまして。そういうことから、今のところ大きなトラブルが発生しているということにはございませんが、施設の安全管理には十分注意を払っていかねばならないと認識しております。

12番（浅野玄航君） それでは、この件につきましては、この程度で先へ進ませていただくと思うんですけれども、今、総務課長からお話がありましたけれども、やはり万が一のことに対応できる、これはやはりあってはなりませんけれども、保険での対応というのは非常に大事な部分になると思います。スポーツ施設に限らず、何らかの形の保険で対応ができるものにつきましては、お金がかかることですが、やはり保険対応ということを考えて万全の準備をしていただきたいと、そのように要望いたしまして、この件については終わらせていただきます。

続きまして、御宿町の今後のあり方と井上町長の町政への取り組みについて、こちらの方で幾つか触れさせていただきます。

本年3月以降、夷隅郡5町の首長、正副議長による合併推進協議会で、合併にかかわる基本的な事項が協議されておりました。協議内容につきましては、必ずしもすべて正確とはいえない新聞報道等によって知られ、その後、議員協議会等でも説明をいただきました。つい先日は、法定協議会設置に先立ち、本町では10カ所にも及ぶ住民説明会も開催されました。説明会については、他町に例を見ないきめ細かさ、住民の皆様にご理解をいただく機会を少しでも多く設営したいといった姿勢、これまでの経緯があるとはいえ、多くの方々に深く伝わったことであろうと思います。町民の一人として、関係者のその労に感謝をあらわしたいと思います。

私が説明会に参加させていただいた限りにおきましては、5町での合併の必要性の理解は深まり、また広がりつつあるのではなかろうかなと、そのように感じました。住民の皆様の多くは、法定協議会のあり方とよりよい合併の模索、これに真剣に取り組んでほしいという方向に目が向いていると、そのように感じております。本定例会におきまして、多数の町民の皆様の意に沿う形と思われる法定協議会の設置が承認されました。

そこで、先ほどの石井議員の質問と重複する部分があるかとも思いますが、改めて伺わせていただきます。他町での議会承認がまだまだ残されてはおります。法定合併協議会に臨む前段としての、これまでの推進協議会での協議に関する井上町長の所感、これを伺いたい。また、先ほど資料として手元にいただきました。目を通させていただきましたが、住民説明会を通じたの総括、さらに今後5町の法定協議会に臨むはずの井上町長が、御宿町の住民の代表、また行政の責任者として、他の委員各位とともに新市建設に当たり主張を反映させていこうとする指針、方向性、こういったものについてお話をいただきたいと、そのように存じます。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 先ほど石井議員の質問にもお答えしましたので、ある程度重複するか

と思いますけれども、今回の夷隅郡の合併推進協議会におきまして、事前には皆さん方という協議をして臨むということでありまして、御宿町の主張は主張として、私は主張ができたのではないかと、そんなふうに認識しております。今、議員が言われましたように、18日から20日までの3日間で10会場を回らせていただきました。それぞれの会場では、今言われましたように、先ほどの冒頭のあいさつでも申し上げましたとおり、二、三の人は合併しなくてもやっていけるのではないかと、そのような意見もありましたけれども、大方としては5町での合併を推進してくださいと、そういう意見が多くありました。

また、この間の協議会でも申し上げたと思いますけれども、昨年暮れの忘年会、また今年の新年会等、各区に呼ばれまして、その席で私もきめ細かく皆さん方の意見を伺ったところでありまして、今言ったように、おおむね5町での合併についてがいいのではないかと、そういうことを言われておりました。住民説明会、10会場で213名という町民の皆さんではございましたけれども、その中で貴重な意見、要望をたくさんいただきました。議事録に残してありますので、その辺も踏まえて、また事前に議員の皆様方と協議をして、これからの法定の合併協議会に臨みたいと思っております。

先ほど決議をいただきました。また、予算も通していただきましたので、これからの法定合併協議会には、皆様と事前に本当に協議をして、御宿町の主張すべきところは主張する、御宿町の将来を左右する協議会でありまして、その点は議員の皆さんと連携をして、しっかりとした御宿町の態度を表明していきたいと、このように考えております。

12番（浅野玄航君） 私も、この問題につきましては、さまざまな分野にあって、大変興味もありますし、私見もございます。それにつきましては、今後の勉強会等で住民の皆様のお考えをお聞きしたい一議員として、あるいは一町民として、町内で許された場で議論に参加させていただきたいと、そのように思っております。

さて、推進協議会で示されたスケジュールによりますと、本年12月、協定書調印、来年1月議会の議決。その後、約1カ年が合併準備期間と、こういった一連の流れとなっております。必ずしもスケジュールどおりにいくとは私も考えておりませんが、それにしましても本年末から来年当初にかけてが、この問題、御宿町の数十年の行く末を左右する大切な時期に当たります。

ところで、つい先日、御宿町選挙管理委員会、こちらの方の報告ということで、どなたにとって大安吉日になるかは、私は知りません。神のみぞ知るところではございますが、12月12日、大安吉日が任期満了による御宿町の町長選挙投票日と、こういう発表がなされました。

それを踏まえて、あえて私、言わせていただければ、これまで拝聴いたしました井上町長の御宿町の将来に対するお考え、ご決意、これらはすべて町政の継続性を前提とした上での判断でなければ無責任のそしりを免れません。

そこで、御宿町にとって重大な意味を持つ時期の町長任期満了、改選、この事態に当たりまして、井上町長はご自身の去就を含めどのようなお考えでおられるのか。僭越とは思いますが、明確なご答弁をいただきたい。そのように存じます。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、浅野議員の御宿町にとって重大な時期に町長の任期満了に伴う去就についてというお尋ねでございますが、議員の皆様を初め、町民各位の絶大なるご協力をいただき、21世紀の幕あけと同時に、この3年6カ月、行政の責任者として全力を挙げてまちづくりに取り組んでまいりました。バブル経済の破綻後、一向に景気の回復の兆しが見えず、少子高齢化を迎え、国や県同様、町の財政も大変厳しい状況下での行財政運営が余儀なくされておりますが、行政も地域経営という企業的な視点に立ち、徹底した行政改革を実行し、就任以来、3名の職員の削減、用務員制度を廃止し、役場職員による宿直や事務室の清掃の復活、町長交際費も60%を削減するなどして、経常経費約1億5,000万円の抑制に努めてまいりました。また、町長交際費や町長公務日誌をインターネットで公開し、透明な行政運営に心がけ、職員に対しても勤務評定を行うとともに、まちづくりの提案制度や行政評価制度を導入し、改めて住民の期待度や緊急度など、評価、検証し、投資効果の抜本的な見直しを行うこととし、公約したように、あったらいいあの予算配分ではなく、なければならぬものを最優先してまいりました。その結果、ごみ処理施設改修事業につきましては、地元のご理解をいただき、ダイオキシン基準値を大幅に下回る施設改修ができ、ごみの減量化に対する一般家庭への補助金の創設など、生活環境整備を行うことができました。

また、高齢者人口比率の高い当町におきましては、お年寄りや障害のある方々が安心して暮らせるまちづくりを目指して、職員からなるバリアフリー計画策定委員会組織を立ち上げ、町内全域の状況を調査し、それをもとに整備計画を策定し、さらには障害者計画、今年度は子育て支援計画を策定し、順次整備を進めているとともに、介護保険制度とあわせて24時間体制の在宅介護支援センター、委託業務や生きがい対策支援事業など、すべての人に優しいまちづくりを基本理念に事業を展開してきました。御宿駅の跨線橋屋根の設置につきましても、JR、町、企業との応分の負担で完成することができ、駐輪場の整備も完成しました。また、例年の懸案でありました都市計画の策定や、国道から岩和田に抜ける0109号線の完成も見ることで

きました。

産業振興面では、地域の自然を生かした観光産業を柱に、さらなる交流人口の増加につなげるため、アクアラインの海ホテルで実施した丸ごと御宿フェアといった、町の魅力を積極的にPRするなど、効果的なイベントも行ってきました。

御宿中学校建設事業につきましては、耐震調査を行い、危険校舎と認定され、建設委員会等で協議して国の認可を受け、本年度に継続費により予算認定をいただきました。本年度、校舎の着工の運びとなり、今後、共同調理場や体育館、柔剣道の建設を実施しなければなりません。

また、市町村合併は、御宿町の将来を左右する大変重要な問題です。本日、行政の責任者として5町での合併協議を行うために法定協議会の設置についての議案を提案し、決議をいただきました。合併協議が御宿町にとって有意義なものとなり、現在の行政水準を低下させないためにも、話し合いの場や情報の提供に努め、御宿町の進む方向を見きわめなければならない責任の重大さを痛感しているところであります。

こうした責任を果たすことが、私に課せられた使命であると強く自覚している日々でございます。今後とも御宿町が希望にあふれる未来へ躍進するよう、議会を初め、町民の皆様のご協力をいただき、職員と一丸となって全力を尽くして、今後も行政を担っていく所存でありますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

12番（浅野玄航君） 大変懇切丁寧な町政の自己評価をいただきました。ありがとうございました。お伺いいたしました。

つまるところいかがなんでしょうか。平成17年度に向けても、継続して町政を担っていく強い意思の表明と理解してよろしいんでしょうか。いかがなんでしょうか。単刀直入に伺います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 皆さん方の協力をいただいて、ぜひ担当させていただきたいと思いません。

12番（浅野玄航君） ありがとうございました。最後の一言だけを、私、前のときに聞きたかったなと思って質問させていただいて、3年半の自己評価で、町政評価で多分終わってしまったんじゃないかと。井上町長の町政継続への意欲として承りました。

以上で質問を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより3時まで休憩いたします。

(午後 2時43分)

議長(伊藤博明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時00分)

石井芳清君

議長(伊藤博明君) 1番、石井芳清君の通告書の中にある「御商観第6号」の文書を配付いたします。

1番、石井芳清君、登壇の上ご質問願います。

(1番 石井芳清君 登壇)

1番(石井芳清君) 1番、石井です。

それでは、通告に従いまして質問を始めさせていただきたいと思います。

さて、通告いたしました1番目は、町長の政治姿勢についてお伺いをいたしますが、合併問題、先ほど本定例会に提案をされましたので、幾つかはその中でいたしましたので省かせていただきたいというふうに思います。

さて、その合併問題でございますが、先ほど私、何点か申し上げましたが、事実上、このスケジュールの中では、懸案事項についてはすべて先送りされるのではないかという懸念が非常に強いというお話を申し上げさせていただきました。町長も申し上げておりましたが、合併問題はこれからのまちづくりの50年、100年の大計でございます。そうした中におきまして、最終的には議会で決するものということになっているわけではあります。しかしそうした中におきましても今のような状態言えば、非常に不十分な内容の中での審議が予想もされておるわけであり。また、そうならない上におきましても、今、各地におきましても住民投票条例を設置して、住民の意思を仰ぎ、そして住民の判断のもとの中に、これからのまちづくりを決していくというところが大変多うございますし、本町でもぜひそういうものの準備が必要だというふうに思いますが、まずそれについての見解をお伺いしたいというふうに思います。

議長(伊藤博明君) 井上町長。

町長(井上七郎君) 今、住民投票についてというお伺いですけれども、本日、法定協議会設置の議決をいただきました。残る4町で議決をされれば、法定協議会が設置されます。今後とも議会とよく協議し、協議会に臨みますが、議員の皆様は選挙により住民の代表として選ばれ、町の議決機関である議会の権限を有しておりますので、現在、私からは議員の言われる住民投

票条例を提案する状況にはありません。しかし、今後の法定協議会の協議が進展する中で、議会が判断が困難で、住民の皆様にご意見集約をお願いすることもやむを得ない場合には、議員にも発案権がありますし、場合によっては議会と協議することになるかと考えております。

1番（石井芳清君） わかりました。

町長も今年の年頭の所感の中で、町民の皆様との対話による開かれた行政を目指すというふうに述べられておりますし、先ほどの所信の、また他議員の質問からも同様な答弁をされておりました。今の町長の言葉を尊重いたしまして、議会としてもこれからも住民の声を聞く、そうした立場での議会運営も必要かと思えます。きょうは行政との関係でございますので、議員各位の中で今後検討いただければというふうに、これは議長の方に進言させていただきたいというふうに思います。

それでは、ちょっと細かいことなんですけれども、先ほど幾つか合併の問題についてお話がありました、幾つかちょっとこの中で再度質問をさせていただきたいというふうに思います。

1つ、先ほどの最後の私の答弁の中で、行政の効率化というお話がありました。質問回数はもう既に規定数を超えておりますので、再質問は差し控えさせていただきましたが、その中で1つ、職員数の問題が出ておりましたが、この間の、少なくともこの合併協議が始まってからの関係自治体における16年度までの職員の採用数ですね、どのように把握されておられるのか。その辺の内容について、先ほど課長から効果について説明があったわけですから、当然その辺のところも調査済みというふうに思いますし、その上でのご発言だというふうに私は解しておりますので、それについての説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 先ほどの職員数の採用計画と定員管理というような面から、1市5町のときの内容の中でお話をさせていただいたわけですが、今現在、職員数のその間の採用については、ほかの町の採用については把握はしてございません。まだ定年が何人とかいう中で採用を、1市5町のときの打ち合わせの中では、5年間程度は2分の1、またそれ以降、年間3分の2というような内容の中で、やめる人に対して採用を控えていくというような内容の中で試算をさせていただいたものでございます。

1番（石井芳清君） それは、新市の中での調整方向だろうというふうに思うわけですが、それまでの中は、各自治体がそれぞれの立場によって、また定員問題につきましても、条例に定めた中で採用されているかと思うんですが、しかし大事なものは、そうした職員は当然

ながら、合併ということになれば新市にそのまま引き継がれるというふうに思うんですね。

そういう意味におきまして、先ほど幾つか私、申し上げさせていただきましたが、本町に議会の中でもさまざまな意見があるという中では、しかも総務課長の方からは、その面についても決意を持って財政効率についてやっている。採用条件だとか、いろいろな問題につきましてやっているという中ならばわかるわけでありますけれども、積極的に合併の方向性を示している、そういう自治体において、そういう採用条件があるならば、私はこれは先ほども言いましたけれども、言っていることが少し違うんじゃないかなと思うんですね。これは大変大事な話でありますし、今後のことでもありますので、ぜひその資料を本議会にきちんと公開をしていただきたい。今後の検討課題の一つとしてということでもありますけれども、それについていかがでしょうか。

議長（伊藤博明君） 網島課長。

総務課長（網島 勝君） 他町の採用状況ということでございますから、当然採用を公募しているには、公に当然募集もしている状況でございます。また、新たに採用した人は、役場の中でも給与実態調査等においてもわかるわけですから、そういう状況の中では、また各町の年度の採用者というのは調べたいと、このように思います。

1番（石井芳清君） では、その資料を、ぜひ議会の方にも提供をいただきたいと思います。

それから、合併協議会、本町は可決をされた中でありますけれども、今後の協議の進め方ですけれども、それは具体的には先ほど17回という話がありましたが、どのように行われるんでしょうか。

また、それにつきましても、これまでどおり御宿町内におきましては議員と議会で勉強会を行いたいというようなご発言もありましたし、私の方からもぜひそういう場を設けて、精査していきながら進めていきたいというふうに思うわけでありますが、これまでにつきましても、例えば会議については公開、また会議録についても公開という形で進められてきたわけでありますが、聞くところによると月2回というようなお話もあるようでありますけれども、その場合でも次回にまたがない中で、当然、私は会議録が公開されなければ、その意味はないというふうに思うわけであります。また、事前提案制も含めまして、その辺につきましてもやはりきちんと示された中で次に臨むということが大事だろうと思いますが、その辺について現在のところどのように調整されているのか、また予定なのか、わかればその辺のところもお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 網島課長。

総務課長（綱島 勝君） これは任意協議会の中でのお話で、詰めてきたというスケジュールでございます。7月ですね。ただ、もしそれぞれの各市町村で議決がいただければ法定協議会を設置していくと。その間、11月いっぱいぐらいまでに基本項目、またそれぞれの事務項目、事務調整、これは56項目程度の事務調整がございます。そういったことを協議していただくことになるわけでございますが、今、議員おっしゃるように、月に2回のペースでやっていきたいというような状況でございます。

また、今後の進め方といたしましては、先ほども町長のお話からもございましたように、当然のことながら議会、また役場庁舎内の連絡調整会議、そういったところでも十分協議をし、また事前協議の内容については事前提案を原則としているように、法定協議会の中で今後取り決めていただければというふうにも思っておりますし、また会議録の公開につきましても、当然会議録は公開、また会議も公開をしていくというようなことの公開の原則にのっとり進める法定協議会ですから、進められていくというふうに認識しております。

1番（石井芳清君） わかりました。

では、最後にこの合併問題について伺いますが、今回、町長は5町という判断の中で進めてきたわけでありますが、それ以外について、行政システムとして、また枠組みを含めて、町長はこれ以外のことは考えられなかったのか。また、それについて、この場にありますので、今、合併協議会が本町では決まったという中ですが、それについての考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 私は、かねがね1市5町が究極の目的であると、そのように考えております。図らずも勝浦市が抜けたということでもありますけれども、私は郡内の首長としては、いち早く1市5町でやるべきと。そういう意のもとに、これからも、とりあえずは5町でいきますけれども、究極的には1市5町、1郡1市がいいんじゃないかと、そのように考えていることは間違いありません。

1番（石井芳清君） 町長のお考えですので、拝聴してこの問題を終わりにさせていただきたいと思えます。

では、次に移りたいと思えます。

次に、観光行政についてであります。まず最初、観光協会についてお伺いをしたいと思います。

この間、つい最近、観光協会総会が開かれたというふうに聞いておりますが、聞くところに

よりも、協会役員の多くが、総会を待たずして辞職願が出されたというふうに聞いております。これが観光協会の通常の総会として普通のパターンなのでしょうか。私はよくわかりませんが、町はこのことについてどのように考えているのか。観光協会のこの間の経過の報告ですね。

それから、観光の町、御宿町、私は教育、福祉も大変大事であるとは思いますが、観光においても大変大事であるというふうに認識しているわけでありまして、そうした中におきまして、その観光を担っております観光協会、私は大変大事な団体であるというふうにも認識しております。この間の議論の経過の中では、独立化という方向性の中で作業が続いてきているのかというふうに思うわけでありまして、それらについてまずお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 米本商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） 総会を前に、数名の役員が辞表を提出したということは聞いております。辞表提出の理由については、本人の判断と解釈をしています。また、経過については、5月16日開催の観光協会理事会終了以降に提出されたと私は伺っております。

また、観光協会が担うべき役割と行政の責任についてということですが、御宿町の観光行政において、海水浴場の管理運営と各種イベントの開催だけではなく、御宿町観光産業の方向を見出す中核的な団体として認識しております。町は、今後も観光協会とともに観光産業の振興に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1番（石井芳清君） 先ほどお話を伺いましたが、総会前に辞表が提出されるというのは、観光協会では通常の事務作業なんですか。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） 私の知り得る限りでは、そういうことはなかったと思います。

1番（石井芳清君） 任意団体ということでもありますが、この間、観光協会につきましてもさまざまな問題、それは当事者の中の問題、また第三者的な問題等あったわけですが、そうしますと今、最後に課長がおっしゃいました、私の考え方と同じではありますが、これから本当に御宿町の観光、特に今、町長が合併も含めて行政方向を検討している中におきましては、やはり今後ますますこれからの目的、要するに独立してみずからこの観光を担っていくということは大変大事な目標、しかもそういう中におきましては時間的にも猶予はないというふうに思うわけですね。そういう形でいくことが、私は非常に今、求められているというふうに思うんですね。しかも、いろいろな経済状況の中で、観光についても大変いろいろな問題が起きております。そうした中で、本当に会員が力を一つにしてやっていくということが大

変大事だろうと思うわけではありますが、今回に限らず、これまでも任期を待たずして途中で出席なされない会員が出てきたり、やめられる会員が出てきたりというのが実態であったかというふうに思うわけではありますが、そういう中で本当に御宿町の基幹産業の一つとして、またその担い手として、観光協会はこれから必要だというふうに思うわけではありますが、それらについて、こうした今日の現時点の中で、今に至った中で、これからの方向性としてももう少し具体的な考えというのがあるかと思いますが、それについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） 先ほども申しましたとおり、観光産業の中核的な位置にあると認識しておりますので、今後、力を合わせながら観光の振興に邁進していきたいと思います。

1番（石井芳清君） 独立するような動きもあったわけですが、そうした指導も当時、一時あったかと思うんですけれども、そうしたものについては今回は目指さないのでしょうか。どうなんですか、その辺、具体的に。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） この数年間、独立に向けてそういう努力をしてきたということですが、私自身もそういう方向と事務的にも独立していくというのが一番好ましいのではないかなというふうには思っています。

1番（石井芳清君） 思うだけということで、わかりました。

では、次に移りたいと思います。

今、お配りをされたようではありますが、「御商観第6号」について伺います。

まず、この文書を発行した経過と、その意味するところについて、議員の方はただいま配付されたようでもございますし、簡単なご説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） それでは、経過を簡単にということですので、お話をしたいと思います。

まず、平成15年5月に開催されました観光協会理事会ですが、海の家移転協議の申し立てがあったということです。その後、中央、浜組合の当観光協会会長を含めて協議、観光協会理事会等の協議が数回行われたという経過でございました。

その後、平成16年4月13日の理事会にて、理事会の意向として町条例の御宿町海水浴場等に関する条例第8条に、最終決定機関者である町に裁定を委ねるといったような理事会の議決があったわけでございます。その後、観光協会会長名にて町長あてに上申書が提出されました。町は

これを受けて数回の会議を行いましたけれども、会議内容については平行線のままで進展なしというようなことでした。

その後、協議してから1年を経過しておりますということと、この話を現場へ差し戻して、双方協議は進展が望めないというような判断をいたしました。そして、町の意見を観光協会長に提出したわけでございます。

この意味するところということでございますけれども、双方の協議、観光協会理事会での内容、協会長名での上申書等を考えて1年以上もあり、双方が相入れない状態であるということで、法的な見地と現場状況を考察したわけでございます。

現場状況につきましては、浜海岸の漁港寄りには前浜が狭く、これは時期にもよると思いますが二十七、八メートルです。護岸に当たる返し波が、次の波と交錯し、変則的な波が発生しているということです。過去に被害の発生もあり、危険性がある。近年の高波の被害の発生により、後背地の住民から堤防のかさ上げの要望があった。そして、平成15年の事業として被害防止のための1メートルのかさ上げ工事を実施している。また、浜海岸地域は漁港区域ということで管理者は町であります。申請は自己責任といえども、必要最低限の被害防止は考慮すべきという考えのもとに、中央売店の経営状況への影響を最小限にとどめるため、また既存売店の組合員であり、御宿海岸での総数が変わらないことなどから1軒の移転を考えたものです。

1番（石井芳清君） それでは、その中で幾つか、今ご説明があった中で具体的にお聞きいたしますが、まず考察についてですが、考察アとイというふうでございますね。今、3軒より2軒の方が危険が少ないというようなご説明がありましたが、それでは浜海岸の売店の設置可能な面積は具体的にどのように、海水浴場設置に基づくのは、たしか町だというふうに理解しておりますので、具体的にどのようになるのかお示しをいただきたいというふうに思います。

また、その考察のイでありますけれども、過去に数度の台風の被害も確認というようなお話も今していただきました。また、かさ上げ堤防のお話もいただきましたが、それでは中央、岩和田の被害の状況ですね。これについてはどのように把握しているのかお答えいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） 浜海岸の売店の設置可能な面積ということでございますけれども、久兵衛川という川がございます。そこから、港寄りに約40メートル、奥行きについては二十二、三メートル、面積については約628平方メートルぐらいが妥当な面積ではないかということでございます。

また、浜、中央、岩和田での被害の状況ということですが、浜海岸については前に少し触れましたけれども、最近では平成12年7月の台風3号ですか、売店の中まで波が浸入しまして冷蔵庫、その他機械を後ろの道路に移転したということもございます。また、夏以外では、平成8年9月に発生した台風17号ですが、その後背地の道路及び民家が一部浸水する被害が発生し、これは波返しをする前の道路ですと、約、ひざの高さぐらいまで波が越えたということ聞いております。また、岩和田海岸等については、過去に一番大きなものというふうな認識については、平成12年ごろ、基礎部分の砂が流されて、砂を補充したということもございました。また、中央海岸については、清水川の氾濫等により売店近くまで砂浜が侵食されたということも伺っております。

1番（石井芳清君） まず、アですが、その面積というのはちょっとよくわかりませんが、たしか設置基準で営業面積が申請のときに示されるというふうに思うんですが、それは今のご説明では何軒程度が営業できる面積だというふうになるわけですか。

それから、イの方ですが、台風の被害の関係でありますけれども、今のご説明ですと、どの場所においても同じような被害が出ているというふうに聞こえるわけですが、この間、岩和田が道路からよく見えるわけでありまして、毎年1回、大波には基礎までさらわれて大変な事態になっているというのによく見えるわけでありまして。基本的には、この中に書かれておりますけれども、海水浴場、海浜でありますから、自己責任というふうな形で、当然それは承知の上で開設をされているというふうに思うわけですが、それについて2点、再度お伺いをしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） 浜海岸区域については、2軒という考えであります。

それと、どのような場所でも同じではないかと、被害について。確かに風の方向とか、そういうものについて、漁港が、被害を受けたということもございますが、後ろ側の道路を越えるような状況というのは、今までそんなに例がなかった。漁港に近く横波が出てましたので、そういう観点で重視したわけでございます。

1番（石井芳清君） 浜の方が被害が大きいという話ですが、それは別に2店であろうが3店であろうが同じだというふうに思うんですね。そういうふうに判断したということですので、わかりました。

この海水浴場でありますけれども、最近、県が条例を整備したというふうに聞いております。また、御宿は、例えば海水浴場等に関する条例というのは、平成2年からつくられているとい

うふうに思うわけでありまして、勝浦市におきましても、勝浦売店組合規約というのがつくられているというような話も聞いております。また、きれいな海浜環境を守る条例というのもしかあったというふうに思うわけですが、こうしたものをつくる、要するに何が言いたいかといいますと、県に先駆けて私ども御宿町はそうした条例を整備して海水浴場をやってきたわけでありまして、なぜそういうものがつくられたのかということですね。これまで一言で言えば、養ってきた財産ですね、特に大事なものと考えている点は何なのか。そして、今後の方向性として町はどのように考えているのか、それについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） 確かに、平成2年に御宿町海水浴場に関する条例というものが設置されております。またそれ以前に、昭和55年ころから、観光協会による御宿町海岸売店設置基準というものが設置されております。この売店設置基準というものは、御宿町が観光協会に海水浴場の管理運営を昔から委託しているということで、観光協会で定める売店を営しようとする者への基準でございます。それを補完するために、平成2年に町は条例を制定いたしまして、売店設置基準を遵守したものでなければ、申請を受けることでは申達いたしませんというような言い方をしているわけでございます。その辺の言い方については、ご理解をいただきたいというふうに私は考えております。

また、これまで培ってきた財産、特に大事なものということですが、第一には、議員もおわかりと思いますが、白い砂浜、それと海水浴場の管理運営体制というものだと私は考えております。特に海水浴客に一番のご迷惑をかけるのは水難事故、そういうふうに私は解釈しております。また、近年、聞くところによりますと6年以上というお話がありますが、無事故を継続しているということで、第一にはこれが一番の財産というふうに私は考えます。

今後の方向性につきましては、海水浴客に喜ばれるように関係者と協力し、より一層の安全で快適な海水浴場を目指していきたいと考えます。

1番（石井芳清君） 最後に言った言葉なんですけれども、それはどう具体的にはやられるんですか。安全で快適で海水浴客に喜ばれる海水浴場ですね、町としてどのように具体的にやられていくんですか。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） まず、海岸の環境でございます。また、きれいな砂浜、そういうもの、それと先ほども申しましたように、海水浴客に対する監視体制の整備ですね。それ

と、もう一つは、お客様に接する人たちの接遇、そういうものを含めまして海水浴場の管理運営とご理解をいただきたいと思います。

1番（石井芳清君） 町だけが努力しても、それは努力してはいけないということではないんですけれども、だれと努力、だれと協力してそういう効果を出していくということなんですか。その辺がよくわからないんですけれども。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） 町はもちろんですけれども、観光協会、また海水浴場ですと海岸売店の設置の人たち、特に海岸売店の建設者の方たちには、海岸に関する法令等、指針まで含めると13から14の法令がございます。そういうものをしっかりと遵守していただいてやっていただくのが、一番いいのではないかと考えております。

1番（石井芳清君） ちょっと回数もあれでしょうけれども、先ほど出された中で一番最後の方に、今後、一本化も含めて具体的に検討していくというお話されているじゃないですか。その中で、例えば海水浴などでは対策協議会ですか、こういういろいろな方ですね、多分これは行政も入るだろうし、警察関係者だとか、たくさんの方が入られるだろうと。ちょっと細かい話まではわかりませんが、そのように拝察するわけでありますけれども、やはりそうしたものもきちんと整備していきながら、今、課長がおっしゃったそういう町の観光を進めていく必要があるんじゃないかなと思うんですね。せっかくこういうふうに書いてあるわけなんですけれども、それについては書いただけで、全くそういうつもりはないということなんですか。それを最後に、この問題について。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） この売店の一本化ということがございます。これは私どもの希望ということを大前提として、話をさせていただきたいと思います。去年、売店の申請関係の指針、法令等が整備されました。その中で、同業者による組合を設立した場合は、その組合単位で県が占用申請を受け付けるというようなものがございます。御宿町としましても、できれば売店業者の人たちが一本化していただいて、そういう中で規約総則なるものをしっかりと築き上げていただいて、今後の対応に当たっていただきたいというのが、これが私の希望でございます。

また、今回、5町の合併、これは直接は関係ないと思いますが、基本的には権利関係になりますと余り細かいことはちょっと控えさせていただきますけれども、そういうことにつきましても、同業者の人たちがしっかりしたものをつくり上げて、対応していただきたいとい

うふうに考えます。

1番(石井芳清君) ちょっとよくわからないんですけども、基本的には県の指導方向に沿えるような関係をつくりたいということだろうと思うんですね。本当に家族連れが安心して来れるような、そうした夏の環境をどうつくるかというのは、私は本当にこれから御宿町にとって一番の課題だろうと思うんですね。そうした課題に向けてどういう施策がとられるのかと、町として指導ができるのかということが大事だろうと思うんですよ。ですから、やはり町はそのポイントにきちんと立って、やはりこれからの御宿町の観光をこうしていくんだと、海水浴場をこうしていくんだというやはりビジョンを示すべきだと思うんですね。

私、この間、江ノ島をちょっと見ましたけれども、それは皆さん既に勉強はされているというふうに思いますけれども、非常に統一されたものの中でやっているという状況があります。別に御宿町にそれを入れろというわけではありませんけれども、今後のそうした海水浴場をどうやっていくのかということが、それは当事者同士の話し合いも大事でしょうけれども、町としてもそういうものの方向性というものはやはりきちんと持った中で、さらにこの御宿町をよくしていく、先ほど私が申し上げましたが、家族連れでも安心して本当に楽しく過ごせる、そうした環境を一刻も早くつくってほしいと思うんです。

正直申しまして、御宿町の夏の夜の状況は、ちょっと私さえもなかなか安心して歩ける状況ではないというのは、これは承知されると思うんですね。そういう人たちがどうこうというわけではありませんけれども、やはり本当に夜でも昼でも安心して来てもらえる環境というのをどうつくっていくかということは、私は本当に切実な課題だろうと思いますので、ぜひその辺きちんと念頭に置いていただいて、これからの観光行政を進めていただきたいというふうに希望を申し上げさせていただきます、この問題を終わります。

次に移ります。

御宿中学校の建設について伺いますが、実施設計について伺います。

この間、いろいろ建設委員会なども傍聴させていただきました。2月25日の委員会で、たしかその中に説明者として設計業者も入っておったかと思いますが、その中のたしか最後の承認事項は、これはそのときに配られた資料でございますが、この資料のとおりで、細かいところは事務局の方にゆだねていただきますけれども、大枠はこれでいきますよということで、たしか説明を終えたと思います。設計業者もその中にいて、私は傍聴していましたが、それについて全く何の異議もなかったというふうに思います。それで、たしか3月1日に我々議会に対して、全員協議会でこの設計についての説明があったというふうに思います。そのときの

資料は、同じものだったというふうに思います。我々はその説明をもとに、最終的な本年度当初予算について審議をした経過がございます。

ところが、さっき触れられましたけれども、その後の委員会の中で、そのときと違う図面のものが提案をされてきました。それについて、どうしてこのようになったのかですね、まずそれについてのご説明をいただきたいと。最終的には若干の修正がされて、最終的には6月17日ですか、全員協議会でそれが報告されたと思うんですが、そのときの図面と2月25日の図面は全く違います。3月1日でも結構なんですね。違うんですが、一言で言って屋根の数が減っているわけですね。これについては、この間、委員会の中でも町長みずから、やはり雨水の問題等あった中で、こういう切り妻だとか含めた、そうした屋根構造というものを希望しているという話もされておったわけでございます。そうした中で、それを減じた理由について説明を求めたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 中学校校舎改築工事につきましては、平成9年から教育施設検討委員会、教育長の諮問機関として検討、協議をしていただき、答申をいただいたその後に、平成11年4月から教育施設建設委員会を発足いたしまして現在に至っているわけですが、この工事につきまして町が基本設計、実施設計の入札をするに当たりまして、基本方針としまして、機能的で経済的、また維持管理にすぐれた質の高い施設を建設するというので、設計条件を掲げた中で設計の委託をしてきました。その実施設計に当たりましては、費用対効果等を踏まえた中で、諮問機関であります教育施設建設委員会、また学校関係者等の意見を取り入れ、何度かの修正をした結果、現在に至っております。

確かに屋根構造につきましても、3月の全員協議会で説明したときと比べますと、屋根の形状が一部変更された部分がございます。その理由といたしましては、建設委員会におきましてもご説明させていただきましたが、屋根の形状の一部、具体的に申し上げますとフラット部分につきましても、一応、メンテナンスのためにフラット部分が必要ということから確保いたしました。いろいろそのときの説明の中で協議はいたしましたが、最終的に建設委員会におきましてもご了解をいただいたということで、ご了承いただきたいと思います。

また、そのほかにも変更部分がございます。それにつきましては先日の全員協議会の席上でご説明させていただきましたが、そういった経緯を踏まえて、今年度に入りまして2回、建設委員会でご協議いただきまして、6月7日に最終的に決定させていただいたということで、ご理解をいただきたいと思います。

1 番（石井芳清君） よくわからないんですけれども、そもそも契約なんですよ。今、一番最初に課長がおっしゃられた内容で契約した話ですね。私、先ほど言いましたけれども、2月25日の中で、詳細は別ですよ、細かい話は別ですけれども、大枠については当事者も含めて合意している話なんですよ。それで、本年度になって初めて開かれた中で、たしか3,000万円足りないようなお話をされていましてですね。どういうことなんですかね。それはだれの責任なんですか。その額で契約されていて、2月25日も当事者はそれで納得されているんですよ。皆さん合意で、だれもあのとき異議なかったじゃないですか。そういう経過ですよ。それは間違いありません、2月25日はね。なぜ予算も終わった中で、第1回の建設委員会で3,000万足りないからといって計画変更になるんですか。それは、だれの責任なんですか。そこは、やはり明らかにしなくてはいけないと思うんですね。町執行部なんですか、建設委員会なんですか。それを、私はお聞きしているんです。

それから、あわせて次のスケジュールなんですけれども、このスケジュールについても、ちょっとあわせて答弁いただきたいんですけれども。

議長（伊藤博明君） 教育課長。

教育課長（田中とよ子君） スケジュールにつきましてですが、確かに3月中に共同調理場につきまして、途中経過の中で、当初、校舎の中に調理場を設置ということで進めておりましたが、途中から共同調理場を別棟にするような方向転換をすることになりました。そういった関係で、設計が遅れたという経緯はございます。そういった関係で、スケジュールにつきましても遅れているということで考えておりますが、今後の工事等につきましては、入札で1カ月ほどスケジュールがずれ込んでおりますが、工期については守られるということで現在考えております。スケジュールについては以上です。工期等については、17年度に解体まで含めて工事が終わるだろうというふうに現在は考えております。

1 番（石井芳清君） 責任についてはいかがなんでしょうか。どこに責任があるんですか。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 設計につきましては、当初やはりこれは建設検討委員会、また建設委員会等の意見を踏まえ、また学校の意見等も聞いて設計業者に委託をしているというような状況でございます。当然、施工者は町でございますので、設計屋さんの方にもそれなりに町の予算の範囲の中で設計をお願いしているわけです。その中で、設計屋さんが、結局そのままでは予算が不足するというようなことを言われてきた。それについては、町といたしましては、その設計の予算の範囲の中で設計をお願いするというので、多少の中の設計の変更が出てき

たようでございますが、やはりこれは町が設計業者に対して、町の意向をして、こうして設計してくださいと、協議の中でやられていることであって、設計業者については町の意向を受けて、その範囲の中で設計することだと思います。

1番（石井芳清君） まあわかりました。ということは、あくまでも契約に基づいているということの中で、また2月25日の建設委員会も、当事者を含めて合意をされているという中で、町、また建設委員会について非はないということを理解してよろしいですか。

そうしますと、私もそのとおりだと思うんですね。それが事実の経過でありますからね。それについて、なぜこういう事態になってしまったのかということなんですね。それは、その後、協議された内容も我々は聞いてはいますけれども、この問題について、今はっきりしたわけですから、私はそういうものについてきちんとペナルティーを科すべきだと思うんですね。それで、スケジュールの話も、今、出ましたが、この間の話におきまして、入札、契約については7月から8月程度と。要するに、この間の説明の中でも、8月に仮囲いができる程度なのかなというような説明もいただきました。これまで生徒の皆さんになるべく負担をかけさせないということで、夏休みの休暇中に基本的な仕事は終わると、私もそういうふうにあってほしいなど。何でこうなってしまったんですか。まず、設計に対するペナルティーですね。これはあると思うんですね、今、きちんと責任が明確になったわけありますから。それについて、どうなっているのかですね。

それから、これから契約に入るわけありますけれども、スケジュールがおくれてしまったことについて、私は大変重大な問題だと思うんですよ。だって2月25日、我々は3月1日ですけども、そのときに示された中で合意していれば、別にこんなにおくれなかったんじゃないですか。それは確かに国、県との補助金等の関係はありますけれども、これはまた別の話です。それにつきましても、結局、最終的な設計が固まらなかったからということもあるんじゃないですか。そういう面におきましては、大変重大な問題が発生したということなんですよ。これについて、私はきちりと町として業者に言い渡すべきだと思うんですね。事実上、生徒に対しても、町民に対しても大変迷惑がかかっているわけですから。この辺についてはどういふふうに、町長どうですか、一大事業ですからね。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 町としては、誤りはないというふうに考えておりまして、設計屋さんの方へ、あくまでもこの金額で基本設計、実施設計をお願いするということでありましたけれども、先ほど課長から言われましたように共同調理場が出たと。そういう経緯もありまして、

一部おくれたということはそのとおりであります、今後それにつきまして、私は業者にはそれなりのペナルティーを科してもいいと、そういうふうに考えておりますし、工事のおくれのないように、これからはきちんと管理、監督をしていきたいと、そのように考えております。

1番（石井芳清君） わかりました。その具体的内容は、ここで触れるべき問題でありませんが、今、町長から表明されたとおり、きちんとやっていただきたいと思います。

それでは、その契約についてであります、何度も申しますが、本当に町の一大事業であります。20億円近いお金をかける事業でもありますし、これについても今、具体的にはさまざまなうわさも飛び交っているのが事実だろうというふうに思います。私もいろいろな話を聞いています。それはただの話ではありますが、しかし、またそういう中、新聞でもほかの自治体ではいろいろな報道がされているのも周知の事実だろうというふうに思います。

これまでも、御宿町はさまざまな手だてを尽くして、公明、公正、町長におかれましては、後指をさされたくないよというようなお話も過去にあったかと思えます。そうした形で契約事務を執行してきたというふうに思うわけですが、今後、こうした契約に対して町としてどういう姿勢で臨むのか、それについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 現在、入札事務の作業を進めているところですが、担当者レベルで現在事務の作業を進めております。この後、庁舎内の内部での調整会議を始めまして、先ほど議員さんからのお話ありましたが、既に町では入札に関しまして整備しております諸規定がございます。そういったものを踏まえた中で、公正、公明な執行をして、契約、早期着工に向けての事務を進めていきたいというふうに考えております。

1番（石井芳清君） 建設委員会の方は、9月というようなお話、この間あったと思いますが、その間の契約事務でありますし、そういう面におきましては、今後、議会と相談をして進めていただくような、そういうような判断はございませんか。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 先ほど申し上げましたように、諸規定等、その中でルールにのっとった中での整備を進めていきますし、必要に応じて報告をしていく段階では、議会の方に報告をしていきたいというふうに考えております。

1番（石井芳清君） 所管の委員会もございまして、ぜひそういう面では相談していきながら、公正、公平な事務をしていっていただきたいと思えますし、何よりも町民の財産、お金を使うわけですから、むだのない、そういう契約を進めていっていただきたいというふう

に思います。

最後に伺いますが、ではそうした中で、何度もほかの議員からも提案をされているかと思いますが、地元業者の仕事の発注について、これはどのように考えておられるのか。これまでも、例えばこの庁舎の発注につきましても、たしか2期に分かれて発注が行われたというふうに思います。少なくとも、例えばこの駐車場でありますとか、そういうところなどについては、十分地元でもできるんだろうなというふうに、素人目に見ても思うわけであります。しかも、大変大きな額でありますし、そうしたものについて今後どういう対応をとっていかれるのか、具体的に詰まってまいりましたので、最終的な町の現時点でのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 地元業者への仕事の発注ということですが、これにつきましては契約の際、建設工事請負契約書の約款ですか、そういったものの中にいろいろ決まり事がありますので、その中で可能な範囲で対応できるものについては企業に要請をした中で、地元業者がなるべく仕事ができるような体制をとっていきたいというふうに考えています。

1番（石井芳清君） なかなか難しい答弁をされましたけれども、具体的には、今後、例えば給食センター、これは別扱いの工事になろうかと思えますし、そういう面ではさまざまな部分でそういう可能性は、私はあると思うんですね。こういうご時世ですし、昨今、きょうの議会もさまざまな値上げ議案が提案をされまして可決をされております。そういう面では、町民の負担が増えてくるわけであります。ですから、こういうものにぜひ、御宿町も前例がないからということではなくて、ほかの自治体ではたくさんやっている例がございます。そういう面では、ぜひそういうものを積極的に検討していただいて、そういう面でも町民のいろいろな力を活用していただいて、ぜひみんなで作くり上げた御宿中学校なんだと、これからの御宿町を担う子供たちを私たちつくっているんだと、そういう形をぜひつくりに上げていただくことを最後に申し上げさせていただきます。一般質問を終わりにさせていただきます。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより4時10分まで休憩します。

（午後 3時55分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時10分)

川 城 達 也 君

議長(伊藤博明君) それでは、6番、川城達也君、登壇の上ご質問願います。

(6番 川城達也君 登壇)

6番(川城達也君) 6番、川城でございます。

それでは、伊藤議長のご許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

本日、我が御宿町議会におきましても、夷隅郡5町の法定合併協議会設置の議決がなされました。いずれ、この5町によって新しい新市建設のための、それを必ずしも100%前提にしたわけではありませんが、法定合併協議会が立ち上げられることでありましょう。ここにいらっしゃる皆様方全員が既にご存知のことではありますが、今のこの我が国の置かれた状況、経済情勢、あるいは少子高齢化、長引く不況、企業の国際活動の非常なる活発化と、それと表裏をなすかのごとく疲弊していく日本の地域経済、さまざまな要因が絡み合って、そして今般、日本の各地で市町村合併という問題が立ち上がってきたわけであります。

具体的にさまざまなことを申し上げますれば、恐らく切りがないと思います。そこで、本日は、それまで日本の各地において半世紀に及ぼうかというそれぞれの歴史を担った自治体が、お互いに手を結び合って、そしてお互いに一つの市となり、財布も統合し、そしてアイデンティティーも統合できるかと、そういう非常に難しい難事業を前にして、一体どういったものが具体的に障害となるのか。その中で、とりわけ新市の本庁の位置をめぐる問題と、そして新市の名称、この2点に関して若干質問させていただくと同時に、私の所見を述べさせていただきたいと思います。

まず、新市の本庁の位置。インターネットで、さまざまな地域の合併協議会のホームページに行ってみますと、どこでも大体、新市の本庁の位置というのはもめる原因の一つとなっております。夷隅郡の地勢を見ますれば、これは勝浦市を加えた場合ですけれども、比較的楕円形、縦に長く延びた地勢、あるいは非常に複雑な地勢というのではなく、割かし中心地というのがどこか、算出しやすい地勢学的条件を持っていると思いますが、中には非常に複雑な地形、複雑な形をしているがゆえに、住民の利便性というものが一体何と論じた際にも、全く異なる見解と全く異なる価値観とが衝突して議論がかみ合わない、そういう地域も間々あるようであります。比較的、夷隅郡市、あるいは夷隅郡5町に関しては、本庁の位置を決めやすい条件があ

るのではないかと、私個人は思っているわけですが、それにもかかわらず、やはり御宿町を初めとして大原町、大多喜町、そして夷隅、岬、それぞれの自治体の思いがあるわけであります。

そして、この議論に出てくる住民の利便性、これに関してもさまざまな解釈とさまざまな切り口があるということでございます。もし、庁舎のシステム、庁舎の運用に関して本庁方式というものを採用した場合には、これは合併効果、行政システムの効率化に関しては非常に大きな効果が見込めるわけでありますが、よく言われるように中心と周辺の問題が激しく立ち上がってまいります。そういう場合には、本庁の場所をどこに置くか、どこに置くことが新市の住民の利便性に最大限利することになるのか、この議論は非常に重要な問題であります。庁舎のシステムを分庁方式、あるいは総合庁舎方式、これを採用した場合には、行政システムのあり方は比較的現状、あるいは現状の延長線上にあるものとみなすことができるやもしれません。その場合、住民の利便性、この概念の重要性というものは、本庁方式を採用したケースに比べ幾分薄まるかと思えます。いずれにいたしましても、我が夷隅郡市においても、住民の利便性、その他をめぐってさまざまな駆け引きがあるんだと思っております。

そこで、改めてここで伺いたいと思えます。任意合併協議会において、今般、夷隅市の事務所の位置、これを大原町役場とする、そういう暫定案が出されましたが、もしその議論において何がしかの根拠、住民の利便性、あるいはその他の価値に基づく根拠が明確に示されたのであれば、そのあたりのことを伺いたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方から、今回、任意協議会の中で、本庁の位置という、事務所の位置についてということで、住民の利便性というようなことで、ご説明させていただきたいと思えます。

事務所の位置につきましては、地方自治法では、位置を定めるに当たりましては、住民の利用に最も便利であると。そして、交通の事情、ほかの官公署庁との関係等について、適当な考慮を払わなければならないものというような規定がございます。そこで、住民の利便性につきましては、まず安全性、住民が安心して利用できる、また老人、また障害者においても不自由なく利用でき、また災害時には防災の拠点となり得るようなことと。それと、また駐車場。自動車での来庁が、今、この時代はほとんどというようなことで、現在におきましても、これは駐車場のスペースが大変必要になってくるということから、そういうところを確保できるようなこと。それと、行政として、ほかの官公署との連携が容易に図られる、また住民にとってもほかの官公署の利用に支障がないというようなこと。それから、鉄道路線、路線バス等の公共

交通機関が不便でないこと。また、新市の均衡ある発展について配慮する。本庁にするための現庁舎の改修等を、なるべくコストをかけずに行えるというようなことが考えられています。

6番（川城達也君） ありがとうございます。私の所見を少々述べさせていただくならば、本庁方式を採用しない場合には、実は住民の利便性というのは、決定的な、最終的な判断の要件にはならないんじゃないかと、そういう感じを持っているわけでありまして。住民の利便性以外、例えば歴史、あるいは文化だとか、あるいはそれまでその自治体がいかなる自治体経営をなしてきたか、現在の自治体の経営状況、あるいは新市を建設していく上で新しいビジョンをつくってもらえる、そのビジョンを代表するような、そういう地域であるかどうか。

恐らく、住民の利便性以外にも、さまざまな考慮すべきファクターというのがあるんだと私は思っています。もし仮に、ある特定の切り口に限定された利便性、ただそれだけのことによって、ほかのありとあらゆる考慮すべき判断要因、これが捨てられて、半ば数の論理によって本庁舎の位置が決められるようなことがもし仮にあったとしたら、私はこれはゆゆしき事態だと思っています。最終的にこの自治体の合併というのは、本当に利害と利害のすり合わせ、利害と利害の調整、これに始まって、これに終わるわけですから、どこかで決断する必要があります。最終的には、どこかで決めるほかありません。大原になるのか、大多喜になるのか、あるいは我が御宿町になるのか、どこになるかわかりませんが、ただそこに至る議論、これは全面的であっていただきたい。そして、その経過というものも、我々議員だけでなく、恐らく合併問題に関心を持つすべての住民に周知されなければならないこと。そして、少なくとも過半数、できれば7割程度の人が、まあ落ちつくべきところに落ちついたなど、ではこれで新市の建設に入ろうじゃないかと、そう思えるような場所と経緯が必要であると思っております。

これはあくまでも私自身の個人的な考えにすぎませんが、私は5町合併の法定協議会立ち上げの議決に当然起立いたしました。しかしながら、その一方で、我が地域における合併が果たして本当に勝浦市抜きでいいのかと、これは自分自身の中で結論が出ない状況であります。合併問題に初めて取り組んだときに、私個人のことを申し上げるならば、いかにしたら我が町の利益が保障されるか。ほかのものを分捕ることはなくても、いかにしたら御宿町の財産、あるいは人材、あるいは理念、あるいは価値が保全されるのかと。分捕ることはなくても、我々が守るべきものは守らなきゃいけない。その視点に基づいて考えてまいりました。そして、恐らく他町もそうでありましょう。我々がそうであれば、5町、あるいは1市5町の自治体関係者の皆さんも同じように考えたはずであります。

しかしながら、合併協議会が発足すると、そういう状況に至った今、やはり譲るべきところをいかに譲るか、どこまで妥協できるか。自分の出身自治体の利益をいかに図るかではなくて、新しい新市をいかに建設するかという視点に立って、一体何を守るべきで、何はあきらめるべきなのか。その仕分けと、その仕分けをするための価値観と申しましょうか、そういったものを新たにしっかりとつくるべき段階に入っているなと思います。

一つの考え方ですが、例えば勝浦市、これを入れてですね、行政の中心は勝浦、しかしながらまちづくりの中心は大原、そして文化と伝統、そういったものにつながるさまざまな行政の施策は大多喜町を中心として展開すると。そういった、夷隅郡を三角形で簡単に把握して、言うならば夷隅郡三角構想といったものを立ち上げて、その中で各自治体の利害の調整と新しい価値観の創出を図っていく、そういう道もひょっとしたらあるのではないかと、私自身、最近思っているわけであります。

それでは、次に新市の名称に関して述べさせていただきます。

新市の名称に関しましては、今般の合併推進協議会において、方向性として夷隅市でいいんじゃないかと、そういう合意がなされたということであります。この合意に至る過程においては、どういった議論があったんでしょうか。お伺いいたします。

議長（伊藤博明君） 網島課長。

総務課長（網島 勝君） 夷隅市という方向性というような、任意協議会での合意ということでございますが、前回、1市5町のときの意向も、そういった中でも夷隅市が圧倒的に多いと、こういうようなことと。そうした中で、夷隅市というような意見もございました。そういう中で、御宿町においては公募というような考え方で提案をしたわけでございますが、名称につきましては、従来は関係市町村の名称の一部を単純に合わせ持ったものが多かったようでございますが、最近では、その地域の、先ほど議員おっしゃいますように、歴史、また文化や地理的特性、そして名称の知名度、それから定着度、そして住民公募の結果から、住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい、また対外的にもアピールできるような、PRできるような名称が望まれるというような状況も考えられるというわけでございます。

6番（川城達也君） ありがとうございます。夷隅市がですね、平仮名のいすみ市ですが、1市5町の合併協議の際にもそれなりに人気を集めた名前であるということでありまして、私のところには、外房市ということになったけれども、おかしいじゃないか、いすみの方が多かったんじゃないかと、そういう電話もかかってきたことがありました。さりながら、私個人の考え方といたしましては、皆様よくご存知のとおり、夷隅の「夷」というのは、これは夷狄の

「夷」でありますね、征夷大將軍の「夷」、これが残念ながら夷隅の「夷」であります。こんなことを言うと、夷隅町の8,000人の皆様におしかりを受けるやもしれませんが、私はこの夷隅というのはやはりちょっと問題があるのではないかと、正直思っております。

例えば、一つ例を挙げますと、最近、台湾、シンガポール、香港、あるいはマレーシア、こういったところから始まって、だんだんと経済発展というものが中国大陸、そして全中華系の人の方に、経済発展が中華系に伸びるといふ表現はおかしいですけれども、漢字を使う人々の間の経済発展が盛んになっている状況ですね。当然、彼らが日本に観光旅行に来ることも、十分これからは考えられるわけでありまして。そうしたときに、もし夷隅という文字を見まして、これは彼らは非常に、何じゃらほいと、これはよっぽどとんでもない田舎だなと、そういうふうに思うであろうことは、これは間違いないところがございます。もちろん、それは平仮名のいすみと書けば、それは中華系の人には平仮名は読めないかもしれません。しかしながら、そのいすみの語源、あるいは漢字で書いたときの表記があつた夷隅であるといふのは、これはいかなものかと、私、思うわけでありまして。

先ほど総務課長のご答弁にもございましたが、外から見たときにどういうふうに見えるか、そういう視点、非常に重要だと思っております。名称といふのは、恐らく我が町に住む皆さん、8,000人の町民であればだれもが知っていると思っておりますが、一つの商品であります。名称は一つの商品である。観光地御宿、あるいは大多喜、あるいは勝浦、こういうところの地域の仕事は、すべてこれをよく理解しているわけでありまして。ですから、ぜひとも名称の商品としての側面、これを忘れずに何とかいい名前をつくる。我々も新しい市に、我々自身が知恵をもって考えた新しい名称をつくる。そういった機運と、それができる条件、こういったものがそろえば、これにすぎるものはない、私はそういうふうに思うのであります。

最後に一つお伺いしますが、もし新しい名称をつける際に、十分な時間的余裕がないと、そういう事態になった場合、例えば暫定夷隅市、そういった形にして、とりあえず合併協定に調印した後に、新市発足までの約1年間をかけてしっかりした名前を探して命名すると、そういったことは現実的に可能なんでありませうか、お伺いします。

議長（伊藤博明君） 網島課長。

総務課長（網島 勝君） 名称につきましては、やはり地方自治法の3条に基づきまして名称をつけることとなります。ただ、これは合併等によりまして行う場合は、それぞれ関係市町村との協議が必要になってくるわけですが、そういう中で廃置分合という議案を、今回、合併で名称が決まれば、そういう形で提案する形にならうかと思っております。そうすることに

よって、県知事から総務省、総務大臣からの告示でもって新しい名称が決まるというような状況であろうと。そういった中で、暫定的にという問題は、総務省の告示の中ではそういったものは考えられないと思います。ただ、この地方自治法の3条の中でも、名称の変更ということもございます。それにつきましては、当然、事前に知事を入れて協議をなさり、協議が調った中で、条例でもって制定するというようなことになろうかと思えます。条例といいますと、当然、議会の議決を経て知事に申請し、総務大臣に提出し、総務大臣が告示した中で新しい名称が決まるというようなこともございます。

これは先ほどの事務所の位置も同じことでもございまして、当面、暫定的にというような話で大原町ということでもございますが、この事務所の位置についても暫定的にというようなことは、法定協議会の中での協議の中でというふうに認識しております。ですから、新たに新しく事務所の位置を決めるについても、地方自治法の中で、事務所の位置につきましては、これは特別議決の3分の2というようなこともあるかと思えますが、名称においては条例の可決ということでもございますので、そういう特別議決はございません。

現に、合併と同時に、当面、今までの町が合併し、例といたしますと茨城町というのがありまして、それを茨城市にした。それで、やはり県と同じだと、これでは困るということから、施行と同時に名称を変えているというような、かつての前の事例を見ますとそういうところもあるようでもございますし、協議の中で暫定的にどうかという話であれば、合併協議会の中ではそういったところを担保にし、それで今後の新市ができた時点で、法定協議会の暫定的ということであれば、改めて議会で当然新市についてもどうかと、もう一度、協議をしてもらおうと、そういうようなことはあり得ることだというふうに解釈しております。

6番(川城達也君) ありがとうございます。わかりました。

それでは、質問の終わりに先立ちまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、私は今般の合併は1市5町、この枠組みがやはり基本にあると思っております。浅野議員の一般質問の際にも、井上町長のご答弁がございましたが、やはり1市5町が基本であるということでもございました。勝浦のいない合併は、この地域にとってはやはり片肺飛行であると。新しい新市建設の理念と人材、さまざまな経済的な要因、資源、その他を考えた場合に、どうしても勝浦というものの存在はなしには考えられないであろうと私は思っております。

これをもちまして、一般質問とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

議長(伊藤博明君) ご苦労さまでした。

議長（伊藤博明君） それでは、先ほどの石井議員の一番最後の質問におきまして、地元業者の仕事の発注はどのようになされるのかと一般質問がありましたけれども、その答弁で田中課長より勘違いの答弁をしたということで発言を求められていますので、許可いたします。どうぞ。

教育課長（田中とよ子君） 大変不勉強のために、石井議員の質問の趣旨の解釈を間違えておりました。答弁につきまして、一部訂正をさせていただきたいと思えます。

地元業者と下請業者を同じように考えておきまして、石井議員のおっしゃるように地元業者の活用につきましては、ご意見にありましたように基準等可能な範囲の中での対応を図っていききたいというふうに考えておりますので、そのように先ほどの答弁につきましておわびをさせていただいて、訂正をしてさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

#### 閉会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で、今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで、井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成16年第2回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会では、夷隅郡合併協議会の設置に関する案件を初めといたします8議案及び報告1件についてご審議をいただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

今後は、市町村合併等、諸問題が山積している中、皆様方から賜りましたご意見、ご要望等につきまして、十分これを尊重、検討いたしまして、市町村合併問題を初めとし、町政各般にわたり住民福祉の生活の向上、発展に寄与し、町政の運営に、さらには御宿町の将来のあるべき方向性の位置づけに、遺漏のないよう慎重を期してまいり所存でございます。

また、先ほどの質問の中でお答えしましたとおり、引き続き町政を担当いたしたく考えておりますので、議員の皆様方の特段のご配慮、ご支援を賜りたく、お願い申し上げます次第であります。どうぞ今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、時節柄、健康には十分留意され、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議いただき、また議事運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができたことを厚くお礼を申し上げます。

これから本格的な観光シーズンとなり忙しくなりますが、議員各位におかれましては健康に十分留意されますようお願い申し上げます。

以上で、平成16年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 4時42分）



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成16年 7月15日

議 長 伊 藤 博 明

署 名 議 員 浅 野 玄 航

署 名 議 員 貝 塚 嘉 軼